

## 資料紹介

# 滝川事件について

— 牧健二氏・大隅健一郎氏聞き取り —

西山 伸†

### [解説]

#### 1 資料の由来

本稿で紹介する資料は、「滝川事件について 一牧健二氏・大隅健一郎氏聞き取り—」である。

本誌第6号(2008年)において筆者は「滝川事件について 一宮本英雄氏聞き取り—」(以下、「宮本聞き取り」とする)を紹介しているが、本資料はこれと一連のものである。すなわち、1967(昭和42)年に京都大学が迎える創立七十周年の記念事業の一つとして計画された『京都大学七十年史』の資料収集作業の一環で実施された聞き取りの記録である。

本資料は、オープンリールの録音テープ2巻(録音時間合計162分)と、そのテープに録音された聞き取り記録を手書きで書き起こした原稿(200字詰め原稿用紙189枚)1点からなる。本資料は、宮本聞き取りと同様、当初附属図書館が管理していたが、1991(平成3)年に百年史編集史料室が設置されると同室で保管されるようになり、さらに2002年3月同室閉室の後は大学文書館にその管理が移り現在に至っている。大学文書館では、音源の再現および長期保存を図るため、ミニディスク(MD)にダビングして、併せて管理している。

録音テープのケース表面および手書き原稿用紙

1ページの記載によれば、聞き取りが行われたのは1966年7月14日(宮本聞き取りは同年10月3日)、場所は京大の本部秘書室である。聞き手は京都大学七十年史中央編集委員だった経済学部教授(当時)の堀江保蔵である。

なお、牧健二はこの後同年11月8日にも滝川事件についての聞き取り調査に応じているが、紙数の関係で今回はその記録は掲載していない。他日を期したい<sup>(1)</sup>。

#### 2 牧健二・大隅健一郎について

聞き取りに応じた牧健二は、1892(明治25)年京都府生まれ。広島高等師範学校を経て京都帝国大学文科大学に入学、1918(大正7)年に卒業後、同年法学部に入学、1921年に卒業している。その後1923年に法学部助教授に就任、1926年から日本法制史講座の最初の専任担当者となり、1930年に教授に昇任している。専門は日本法制史で、日本封建制の特質の位置づけ、日本固有の法理と体系の研究などを行った。

1933年5月26日の滝川教授退職発令時には16名の教授のうち就任順の序列だと下から三番目に位置している「若手教授」であった。それだけではなく、牧は佐々木惣一や宮本英雄を中心とするいわゆる主流派とはあまり近い関係ではなく、自

† 京都大学大学文書館准教授

分より下の序列になる渡辺宗太郎、田中周友をまとめる立場にあったようである。

牧は、滝川事件では法学部に残留する道を選び、その後1938年から2年間評議員、1941年から2年間学部長を務めた。しかし、敗戦後滝川事件辞職組の復帰への動きが始まるなかで1945年12月28日付で退官している。退官後は京都学芸大学、龍谷大学の教授を歴任、1975年に京都大学名誉教授の称号を授与されたのち、1989年に死去している。

大隅健一郎は、1904年愛知県生まれ。第八高等学校を経て京都帝国大学法学部に入学、1928年に卒業している。1930年に法学部助教授に就任、滝川事件当時は9名の助教授のうち就任順の序列で下から二番目に位置していた。大隅は、滝川事件で辞職して立命館大学に移り教授に就任するが、事件の翌年の1934年4月に法学部助教授に復帰する。その後1938年に教授に昇任、商事法講座担当となった。専門は会社法を中心とした商法全般で、その学説は長く会社法研究の指導的役割を果たしていた。

大隅は、1945年から2年間評議員として敗戦後の法学部再建にあたり、1954年から2年間学部長を務めた。ちなみにこの時期は滝川幸辰の総長在任と重なる。1966年、退官とともに最高裁判所判事に就任、1974年までその職にあった。また1966年に京都大学名誉教授の称号を授与されている。死去したのは1998年であった。

### 3 本資料の意義

滝川事件については、いわゆる辞職組はいくつかの資料を残しており<sup>(2)</sup>、これまでも研究等に使われてきた。一方、残留組あるいは一度は辞職組と行動を共にしながら京大に復帰した人々は、管見の限りまとまった形で資料をほとんど残していない<sup>(3)</sup>。まずその意味で、残留組の牧および復帰組の大隅が語っている本資料は貴重なものである

と言えよう。

以下、本資料の内容について注目すべき点を二人が語っている順番に沿って、筆者の気づく範囲で挙げておく。

#### ①松井解決案についての解釈(60ページ)

総長を辞任した小西重直の後を受けた松井元興は、法学部教授全員の辞表を申達するため文部省に向かったが、文部省側の分断策により辞表申達は6名分にとどまり、残り9名分は持ち帰って残留を求めることとなった。その松井と文部省とが折衝してまとめたいわゆる松井解決案において、滝川教授に対する処分は「非常特別ノ場合」であるとした文言をめぐって、残留を要請された9名のなかで解釈が対立し、田村徳治・恒藤恭が辞職し、7名が辞表を撤回するに至った。

教授の進退が問題になるのはまさに「非常特別ノ場合」なのであって、松井解決案は将来の大学自治・研究の自由の保障となるものではない、という田村・恒藤の主張についてはよく知られているところである<sup>(4)</sup>。一方、本資料では少なくとも牧が松井解決案についてどのような解釈を下して残留を選択したのかが語られている。本資料によると、牧は「非常特別ノ場合」について、「歴史的に物事を考えており、具体的に物事を考える者の認識から言うと、この言葉は大変によく分かる意味のものである」として、これは字義通り滝川処分は特別のものであると述べている。それは、小西前総長の交渉が不調に終わったことを前提として行われている松井総長の交渉において、いつでも「非常特別ノ場合」がありうるというような「あいまいなことを約束して帰るはずがない」という確信によって裏付けられている。そして、牧はこの聞き取りが行われている「今でも思っています」と述べているのである。

しかし、すでに松尾が明らかにしているように、鳩山一郎文相は翌1934年の第65議会において、大学令に違反した教授は総長の具状がなくても更

送でき、また講義内容が大学令に違反しているとの認定は文部省が行って差し支えない、と答弁しており<sup>(5)</sup>、「非常特別ノ場合」についての牧の解釈は誤っていた。残念ながら、牧の解釈は当時の政治状況を理解せず、松井解決案の表面のみを見て行われたものと言わざるを得ない<sup>(6)</sup>。

#### ②残留組の声明 (68 ページ)

宮本聞き取りにおいて詳しく述べられているように、宮本学部長は事態打開へ様々な策を練っていた。松井総長が一部教授の辞表のみを申達して帰学してからでも、残留組の主導で辞職組も含めた協議会を開き、辞職組の教官を総長の権限で講師に嘱託して引き続き授業を担当させ、同時に助教授以下の辞表は却下させるという案を考えていた。しかし、中島玉吉を中心とした残留組は辞職組を入れない教授会のみを開催し、「当初の目的を貫徹することを得た」との声明書を公表して辞表を撤回した。松尾の指摘するとおり、法学部の以後長きにわたる事件の後遺症の発端はここにあったと言える<sup>(7)</sup>。

本資料において、牧は「戦後になって感じた」こととして、「私らはあのときなぜ「京大法学部の再建のために忍び難きを忍んで残留する」という声明をして留まることをしなかったかは、はなはだ残念に思う」と述懐している。牧はこの聞き取りに先立って宮本から詳しく当時の経緯を聞いているようなので、宮本から事態打開の構想を教えられたのかもしれない<sup>(8)</sup>。しかし、牧は残留組の声明によって田村・恒藤を辞職に追いやってしまったことを悔いているのであり、宮本が狙っていた法学部全体の分裂回避については理解できなかったのか、あるいは不可能だと思ったのか、全く触れていない。宮本聞き取りのなかで、宮本が「牧さんが分かんんです。今までお話したようなことをね。というのは、飲み込んでくれないんです。まるで出た人のことを分かってないです」<sup>(9)</sup>と述べているのは、こういったことを指すのかもしれ

ない。

#### ③助教授の行動 (69 ページ)

法学部教授会の中心人物だった佐々木惣一は、教授と助教授の職責の違いを理由に助教授以下の辞職を思いとどまらせようとしていた。これは当時の教授会の構成員は教授のみであったというあり方から導き出される議論であったが、助教授以下の若手教官層はこれに反発、教授に会わせて全員が辞表を提出し、その後の引き留め工作にもかかわらず13名が辞職することになった(残留5名)。

このとき辞職した一人であった大隅健一郎は、教授たちの応援ではなく、法学部側の理論が正当であり、「大学の自治、学問の自由の認められないところでは教職に留められない」という理由で決意したと語っている。

ところが、その翌年になって一部卒業生の説得を受けて、他の5名とともに京大に復帰したため新聞等で厳しく批判された。本資料で大隅が強調しているのは、自分たちは、辞職した教授陣が将来復帰するときの「くさび」として復帰したのだということである。その流れのなかで、敗戦後に彼らは「相当の覚悟をもって」辞職組の復帰を運動することになる。

#### ④滝川の性格 (79 ページ)

宮本聞き取りにおいても、宮本は滝川の「親友」の立場から滝川が「非常識」であり、事件の背景には滝川の性格の問題があったと述べている<sup>(10)</sup>。本資料においても、特に牧が滝川の性格について語っているが、主に敗戦後に滝川が京大に復帰して以後のことを取り上げている。残留組・復帰組に対する滝川の戦後の姿勢、第二次滝川事件における学生たちへの訴訟、特別弁護人となった法学部教官への圧迫等、いささか感情的とも思えるほど滝川への批判が語られている。そして「それ〔滝川の性格—筆者註〕を抜きにして、ただ学問の自由の純理だけで論ずるわけにはいかないです

よ、これは。やはり人間の心持ちとか人情とかいうものがありますからね」と強調しているのである。

前述のように滝川の総長時代に法学部長を務めた大隅の滝川批判は抑制的だが、宮本聞き取りと併せて考えると、滝川に対する憤懣は当時かなり広がっており、それが法学部の滝川事件に対する姿勢を冷淡なものにしていたことは容易に想像できる<sup>(1)</sup>。

本資料において語られている内容の多くは、近年著しく深化した滝川事件研究のなかですでに紹介されている。しかし、当事者による生々しい証言は、新たな視点をわれわれに与えてくれるものと考えられる。宮本聞き取りと共に重要な資料として利用されることが望まれる。

本資料の翻刻に当たっては以下の事項に注意した。

- ・聞き取り記録を書き起こした原稿を基本としたが、今回改めて音源を聴き、必要な箇所を修正した。なお、原稿には修正の跡が見られるが、その多くは元の音源を補足する内容であり、牧あるいは大隅が行ったものと推定される。今回の翻刻ではそれらの修正を反映させた。
- ・資料中に姓のみが記されている人名は〔 〕で名を補った。

#### [註]

(1) 牧健二は、この聞き取りと同時期に法学部の同窓会である有信会の会誌に「滝川事件における法学部存続当時の追想」と題した一文を寄せている(『有信会誌』第13号、1966年)。教授会における佐々木惣一とのやりとりや、松井解決案の「非常特別の場合」についての解釈など、本資料と重なる内容が多い。牧はこの文章のなかで「私はその時〔滝川事件当時―筆者註〕文部当局との果敢な

闘争よりもむしろ法学部存続のために多少の努力をなし責任のある地位に立っていたから、七十年史のためにこれ〔滝川事件一同〕に関する史料を提供したいと思って編集委員に申しでたところ、快諾をえたのみならず、その当時のいわゆる残留組に関する事情が明らかでないので、特にそのことを知らせてほしいと希望された」(62ページ)と、聞き取りが実現した事情を説明している。さらに、この8年後にも牧は「滝川事件及び法学部存続当時の真相」を執筆している(『有信会誌』第19号、1974年)。

一方、大隅健一郎はのちに生涯を回顧する座談会を中心とした『商事法六十年』(商事法務研究会、1988年)を著しており、その中には本資料中にもある滝川事件当時の自らの行動や復帰の経緯について簡単に触れている。

- (2) 七人共編『京大事件』岩波書店、1933年(世界思想社編集部編『滝川事件 記録と資料』世界思想社、2001年、に再録)、滝川幸辰『激流』河出書房新社、1963年、田中耕太郎・末川博・我妻栄・大内兵衛・宮沢俊義『大学の自治』朝日新聞社、1963年、など。
- (3) 註1に挙げた牧と大隅の資料のほか、「佐伯千仞先生に「京大事件」を聞く」『立命館百年史紀要』第5号、1997年、などがある。
- (4) 広川禎秀『恒藤恭の思想史的研究 戦後民主主義・平和主義を準備した思想』大月書店、2004年、松尾尊兌『滝川事件』岩波書店、2005年。
- (5) 前掲『滝川事件』232ページ。
- (6) 牧は、前掲「滝川事件及び法学部存続当時の真相」において、滝川事件当時の文部省の背後には軍部の存在があったとして、松井解決案の文案にもその介入があったのではないかと推測する。そして、松井総長との折衝時に粟屋文部次官が「文部省は京都大学のためを思っているのですよ」と述べたとして、その言葉から考えても文部省が滝川処分を一回限りのものと位置づけていたことは間違いないとする(57ページ)。しかし、筆者には「文部省云々」の言葉があったとしても、それが「非常特別ノ場合」の解釈に影響を及ぼすとは

考えにくい。

(7) 前掲『滝川事件』247 ページ。

(8) 一方、牧は1960年に刊行された田村会編集兼発行『田村徳治』に「水晶の玉」という一文を寄せており、そこでも同趣旨のことを述べているので、この段階ですでに宮本構想について聞いていたと

も考えられる。

(9) 前掲「滝川事件について——宮本英雄氏聞き取り——」92 ページ。

(10) 同前、76 ページ。

(11) 前掲『滝川事件』295 ページ。

### [資料]

堀江：昭和8年5月の滝川〔幸辰〕さんの休職発令問題に関連いたしまして、法学部全員が教授会で辞表を取り纏めた、そして、ときの総長小西〔重直〕さんに文部省への進達を頼んだわけです。そして、これに続いて、助教授、助手、副手にいたるまで全員辞表を取り纏めて、部長にこれの進達を依頼した。もし、これが実現しておったなら、法学部はそこで解消してしまっただけで、残るのは学生1600名だけという大変なことになるわけですが、総長は滝川さんを含めて、宮本〔英雄〕法学部長以下6人の辞表だけを伝達しまして、その他の教授、助教授以下はむろんのこと、伝達しなかったわけです。そういうことで、一応辞職問題はこれで終わるんですが、しかし、さらに、辞表を伝達されなかったなかで、田村〔徳治〕・恒藤〔恭〕両先生が、けしからんというわけで特に二人が辞表を提出された。このいきさつなのですが、聞くところによると、松井〔元興〕総長案の、非常特別の場合という文句について、いろいろ部内でも解釈の相違で意見の対立があり、結局田村・恒藤両先生は筋を通すということで、お辞めになるということなんですが、そのあたりのいきさつを少し、当時残留組だった牧先生から、お話し願いたいと思うわけですが。

牧：それでは申し上げます。今、お話しになったとおりに、われわれ、その当時教授であった者全部がですね、休職中の滝川教授をも含めて、松井総長に、前の小西総長時代から総長の手許に送ってある辞表を文部省の方へ早く進達してもらいたいと重ねて言うんです。で、松井さんが、それを持っていったところ、文部省の方では、そのなかからですね、佐々木惣一、宮本英脩、宮本英雄、森口繁治、末川博、および休職中の滝川幸辰、この6人の分だけを受理して、翌日には依頼免官にしました。この処置をとったので、局面が一変してくる。法学部の教授が総辞職をするということは、松井総長のこのときの処理の仕方、要するに文部省が6教授だけの辞表を受理して、あとのものは持って帰るようなことにしたので、法学部の総辞職というのはここでつぶされてしまったことになったわけです。後に残った者は、末広重雄、中島玉吉、山田正三、烏賀陽然良、田村徳治、恒藤恭、牧健二、渡辺宗太郎、田中周友の9人である。

ところで、教授会は5月26日に総辞職をするときに、その直後ですか、ひとつの申し合わせ<sup>(1)</sup>をしておる。それは、「目的を貫徹せざる限り如何なる場合においても、慰留運動に対しては絶対に応ぜざること」という内容のもので、目的を貫徹せざる限りはどんな場合でも、外部から慰留運動をされても、それには絶対に応じないという申し合わせであります。これが問題になってくる。ここで注意すべきことは、元来この申し合わせをした時分には、まだ滝川教授は休職ではあるけれども、辞職しておったのではないのだから、滝川教授を取り戻さなければいけない、文部省をして、滝川教授の休職の誤れることを認めさせて、復職させるにあらずば、目的を貫徹したとは言えないわけなんですけど、しかし、今や、滝川教授の辞表を受理して、滝川教授は、もうすでに退職してしまったんだから、滝川教授の休職を取り消させて、復職させ

るといふことは問題でなくなった。何が目的の貫徹であるかという、それは元来、滝川教授に対する処分を不当なりとして、われわれが主張したところの大学教授が有する学問の自由と、そのために必要な大学の自治とに関する先例を文部省に確認せしめることなのです。ここで大学の自治というのは、大学教授の進退については必ず大学総長が文部省に具状しなければならない。そして、その具状を行うについては、教授会の承認を得なければならない。こういうような内容を持つ先例を文部当局をして確認せしめなければ、目的を貫徹したというわけにはいかない。そのためには、また滝川教授に対して文部当局がとった処置が不当であったことを認めさせなければならない。問題はここに存するのであります。したがって、たとえ文部省が末広重雄教授以下9人の教授の辞表は却下して受理しなかったとしても、滝川教授に対する処分が不当であったことを認めしめ、かつ大学教授の進退は総長の具状を待って行うという先例を確認せしめるという二つの目的を貫徹するにあらざれば、9人の教授は必ず総長に向かって早く辞表を進達するようにと督促するのがこの申し合わせにもとづく当然の責任であったわけでありませう。

ところで、もしこのようなことを行うとするならば、すなわち残っておる9人の者が、全部辞表を文部大臣でもって受理するようにと要求し、そして文部大臣もまた、やむを得ないからと言って、これを受理するとするならば、法学部は壊滅する。京大法学部というものはなくなってしまふことになりはしないか、いわんや、助教授以下、講師、助手、副手に至るまで、辞表を出しておるではないか。学生は1600名あるが、これらの学生は学ぶべき道を失ってしまうことになってくる。学生のなかにも、もはや、自由のない大学には残らんと行って、退学届を出した者すらあるわけでありませう。法学部はこの際、存亡の危機に迫られ、最初予想しなかったような重大な局面に立つに至ったのでありませう。もちろん、かくのごとき重大なことになったについては、これは京都大学全体のことでありませうのみならず、日本の大学全体の問題である。大きな政治問題であるということになりますので、これは、ひとり京都大学のみならず、すべて大学の人々の憂慮したことなのです。

京都大学においては、大学総長及び評議会が極力かくのごとくならないようにと早くから注意して、それを避けるように努力しておったのでありませう、小西総長のごときは、実は文部省と京大、ことに法学部との両方の主張の間に立って板挟みになって倒れられたような有り様でありませう。もし、小西総長がいずれかのためにつく、例えば文部省の要求に応じて、滝川教授を休職にするどころか、自分の辞表と一緒に文部省に出して辞職を決意するか、あるいはまた、反対に法学部の要求のごとくに、滝川氏を守って文部省に対抗して、文部省に対しては自分は滝川を辞めさせることはできないから、自分を処分しろと、こう出るか、いずれかに決意すればよかったですけれども、自由主義を尊重する温厚な小西総長は、どちらへも決意することができなかつた。結局絶えず法学部の要求を文部省に伝え、文部省が言っても、滝川氏は辞めさせることはできんと言ひ張ったままで最後は自分が辞表を出すということになるんですが、このへんのところは、小西さんとしては、ずいぶんと困った立場に立ったと思ひませう。

そんなわけだから、その次に出た松井総長がどうするかということは、皆のものが注目しておったのでありませうが、松井総長は、先ほども述べたように、法学部教授の辞表を全部文部省に渡して、文部省にそのなかからよりどりにされた、あとは残ったものを持って戻るといふようなことで、ここに法学部が存続しうるか否やという、重大な局面が生じてきたのでありませう。

ここで問題となるのは、松井総長が、文部省との間に、今申します辞表の進達をやり、辞める者と辞めない者との振り分けをされた後で、文部省との間に取り決めた解決案なるものがあるのでありませう。いわゆる

松井解決案とか、松井案とか言われるもの<sup>(2)</sup>であります。これはどういう性質のものであるかと言うと、前に小西総長が文部省との間に問題を解決しようとしたところの小西案なるもの<sup>(3)</sup>がありまして、これは6月の14日に、小西総長が発表したものであります。これがどうも、大変あいまいなものでありまして、法学部の教授達の、いわゆる解釈法学から考えると、とても生ぬるくて問題にならないのである。ことに法令といったような言葉が使っているが、法令というのは、大学令以外の法令をも含むようなことにでも解釈のできるあいまいな文句であるが、大学における学問の研究、教授及び助教授の進退については、法令、ならびに従来の取り扱い例の範囲内において、それを文部大臣が承認するというような文句になっています。正確な文章は、他に材料がありますので、それを見ていただくとありがたいのであります。そういうふうなことで、小西案では、大学教授の進退に関する重要な文部当局の回答に、法令というような安易な言葉を使っているようでは法学部では受け取れなかったわけでありまして、その点であるとか、また今回滝川教授に対して、文部省がとった休職処分の処置を文部省がよいと思っておるなら、なぜよいと思っておるのか、それが明らかにされていないではないかというところに、法学部が問題にしておる点について、小西案は問題にはしておらないのであります。そういうふうなところが、実は法学部では気に入らなだったのでありまして、小西さんは、せっかく努力して解決案を作られたが、それは失敗に終わったのであります。松井総長が今度、文部省と交渉される段になってくると、これらの点を明らかにする必要があったのであります。

それでは、松井総長の解決案は、いかなるものであったか。それについての正確なる文面は、これに関する原文によってご覧戴きたいのですが、その内容は、要するに松井総長は、文部大臣に対して小西案中の法令というのは、大学令その他大学に関する法令のことであるかと尋ねると、文部大臣は然りと答えた。これは実質的には、大学教授の学問の研究についての条件は、大学令第1条<sup>(4)</sup>によるべきものであるということ、向こうでも認めておる。その点は認めたわけです。それから、また大学教授の進退については、大学総長の具状によるという先例も認めておる。これもよろしいと言った上に、さらに大学教授の進退について、総長が文部当局から意見を求められたとき、これについて具状するにあたっては、その内容について、その教授の属する教授会に諮問して、すなわち、その教授会の意見を聞いて、必ずその答申によって、具状するという具状手続きまでも書いてあるのです。すなわち大学教授の進退は必ず大学総長の具状を待って行うという大学の自治についても述べている。それらの点は、まさしく目的を貫徹したといえる内容のものを持っているのであります。

ただ、ひとつ、大いに問題になったのは、今回滝川教授に対して文部省がとりたる処置はどうか、なぜあのような大学の自治の先例に反するようなことを敢えて行のうたのであるかという点であった。滝川教授自身はすでに辞めておりますけれども、われわれが問題にしたのは、滝川教授に対する処分は不当であるというところの教授会の決議によつとるのでありますからして、教授会の決議に従えば、われわれは文部省の不当なる処置がいかなる理由によって行われたのであるかということ明らかにする必要がある。その点について、先の小西案は全くふれていないので、教授会は満足しなかった。今度こそ、松井総長は必ずその点を文部当局に糺し、文部当局から確実なる回答を得てくるべきものであったのです。ところで、その松井案に示された文部当局の回答を見ると、「今回、滝川教授に付文部当局の執りたる処分は非常特別の場合にして」となっている。滝川教授に対する文部省の今回の処理は「非常特別の場合」であるとなっているのであります。そうしてこの非常特別の場合であるということについて、どう考えるかということが、われわれ9人の間で問題になったのであります。

これについて論議が行われるいちばんの始まりは、中島教授が残っておる9人の教授を集めて協議会を開いたことです。それが突然私のほうへも電話で伝えられました。そのへんのところは、ほぼ間違いないと思うが、中島先生から明日は、まだ残っている9人の教授の協議会を開きたい、法学部を存続せしめるための協議会だというような言葉も含まれていたと思う。渡辺・田中両教授にも、それぞれ伝えて出席してもらいたいということでありました。そこで私は、このような目的を持った協議会が行われるのだからと言って、2人と一緒に、翌日、これまでよく教授会を開いておった刑事法の研究室に行きました。そのときに集まったのは、末広・鳥賀陽・渡辺・田中そして牧、中島さんが議長となられた。はじめ集まったのはこれら6人、続いて田村・恒藤両教授も来られた。この田村さん及び恒藤さんは、その日あたかも時を同じゅうして、楽友会館で佐々木先生や、末川さんらと共に、宮本さんも来られておったのだろうと思うが、共に助教授、講師、助手、副手までの人を集めて、君らは教授と職責を異にするから残るようという残留のことを熱意を持って勧告された、同じ時刻であった。そのことは、あとで知ったのであったが、一方ではわれわれ9人の教授が集まることになっておったし、他方では楽友会館で若い人達を佐々木教授その他が残留するようにお勧めになっておった。田村さん及び恒藤さんは、その楽友会館の席へはじめ顔を出して、それから私どもの会へ、また来られたものと思います。

そして、そのときの印象として、私に残っておるのは、恒藤教授の言葉で「文部省が、右には血刀をさげながら、京都大学のためを思うておるなどと言うのはけしからん」というように叫ばれたことで、さすがは恒藤さんらしいところの文学的な気分のよく表れた強い表現であったと、今にその言葉が脳裏に残っております。また、これは渡辺君から聞いた話ですが、牧が「もうこうなったら、われわれは法学部存続のためにこの松井案で残るほかはないではないか」というようなことを言ったところが、田村さんが「牧君、何を言うか。辞表を出した者のうちで、6人はそれを受理され、あとの9人の者が残っておる今日においてこそ、われわれが闘うべきときであるではないか」と言われて、田村さんの反撃をくらったということを知って、私はそのことの記憶はないのですが、とにかくそういう光景のもとに行われておった。

このときに最も大切なことは、松井案で残るか残らないかということなんです。または、残るとすれば、その声明文はどうするかという問題であります。松井案を容れるか容れないかの論議について、私にはかすかながらの印象があるんです。たしか、恒藤さんがそのときに、非常特別の場合という言葉について適当でないという反対意見を述べられたような気がする。これはまあ、私の漠然たる記憶ですが、とにかく田村、恒藤両教授のおられるところで、松井案の当否が議せられたと思うのであります。そして両氏は要するに反対意見であって、それから楽友会館の方へ行かれたのであります。そういうような光景でありました。

その日は山田教授は遂に欠席であったと思いますが、後からわれわれ6人の方に参加され、残留の声明文に署名されている。要するに就職順で言うならば、末広・中島・山田・鳥賀陽・牧・渡辺・田中の合わせて7名の教授が残留する声明文を出したのであります。もちろん、法学部存続のための残留であります。で、その声明文において、最も問題になる点がひとつある。それは、松井総長が文部当局との間に取り決めてきた解決案のなかに、「今回、滝川教授につき文部当局のとりたる処分は非常特別の場合にして」という言葉があります。ここで「非常特別の場合」というのは何を意味するかということでありました。これについて中島教授の原案にもとづいてできた声明文のなかには「今回、滝川教授につき、文部当局のとりたる処分は、はなはだ不当にして、われわれの遺憾に堪えざるところであるが、文部当局もまた、これを非常特別の場合と弁じ、かくのごとき処置を再び繰り返す意志なきことを明らかに認識することができるのである」と、こ



う申しています。これによるというと、非常特別の場合という言葉は文部当局が使ったのは、今回限りであって、今後は再びかくのごときことはしないということの意味しているんだと解釈しているわけです。そういう意味なのだから、われわれは、この松井案で満足するということになったのであります。

で、この案については、おそらく人々によって意見に多少の違いはあったのだらうと思います。若いところかというと、渡辺教授が相当思案しておる様子であった。田中君は、まだこの学年の4月のはじめから教授になったばかりで、最初の教授会においてこの滝川教授の事件を聞いたような有り様でしたから、まだ教授になりたてのほやほやです。だから、皆に任せるといような様子であった。残留を主張された中島さんに対して、末広・烏賀陽両氏のごときは、むろんもう始めから賛成であった。私もこれでいいと思いましたので、まあ年長でもあり平素から懇意の間柄でありましたから、渡辺・田中両君にはこれでいこうじゃないかというわけである。両君も、大学存続のための教授会として、そのつもりではじめから出席しておるんですから、特にこれに反対するといような態度はとられなかった。ここで反対の態度をとるというと、存続ということはお流れになってしまいますからね。まあ、そういうふうな空気のうちで残留が決まったわけです。

そこで私がそのときどう考えておったかということ、すなわち私が「非常特別の場合」という言葉について、どう考えていたかということは、私のみでなく渡辺・田中両君にとっても大変重要な問題になってくるのですよ。牧は、ここから私のことを牧と言った方が客観的な表現でいいだらうと思いますから牧と言いますが、牧はこれについてどう考えておったかということをお話いたしますについては、牧が総辞職の前に教授会において発言しておることを言わざるを得ないのであります。これはどういうことであるかということ、5月15日に法学部教授会は次のごとき申し合わせ<sup>(5)</sup>を行っている。すなわち「文部当局が、直接滝川教授を処分したる場合及び、総長が教授会の同意を得ずして滝川教授の進退について具状したるときは、我等は声明書を公表して、連袂辞職を敢行し、もって態度を明らかにすること」という申し合わせをしている。それですね、この申し合わせをしたということ、私はそう簡単には考えることはできなかった。辞表を出すという以上は嘘は言われぬ、駆け引きであるわけにはいかない。本気でなければならない。しかし、本気で辞職してしまうといふと僕も考えざるを得ない。こういう有り様である。

これまでの教授会における状態は、相当文部省に対して強硬であるが、私の考え方とは少しく違ったものがある。そこでですね、私はひとつの提案をしたのであります。それは、この申し合わせをした後の最初の教授会であります。私は、牧は、滝川教授の『刑法読本』が大学令第1条に抵触するところがないかどうか、教授会ではそれを調べてみる必要はないかという意味の発言をいたしました。そうすると、佐々木教授、すなわちこの滝川事件におけるリーダーである佐々木教授が憤然色をなして「牧君、滝川教授の『刑法読本』が大学令第1条に抵触していると思うのかね」と詰め寄られたのであります。牧はその強い気色に圧倒されて「そう考えているわけではありませんが」と控えめな答弁をすると、「それならそれでいいではないか」と佐々木教授は言われた。教授会が終わって食堂に行く途中で、佐々木教授は「牧君、先ほどは失敬した」といご挨拶であったから、牧は「ああいう態度をとられると、若い者は発言できませんね」と答えた。そのときの私の若い者はと言ったのは、私の他に渡辺君、田中君のごとく教授に任官してからまだあまり経験のない者たちのことでもあります。すると、食後の教授会のはじめに佐々木教授は「自分は興奮しやすい性質なので、先ほどは教授会での態度としてはよくないことを言った。それは悪かった。これからは心得る」といご挨拶でありました。しかしながら牧は、このことがあって以来、主流派によって率いられた教授会の

決議に服従するのみであって、そしてまた、その運動は大学の自由のため、すなわち大学教授の学問の自由と大学の自治のために闘う方向でありますから、結構なことに相違ありませんから、私は特に変わったことをそこで発言する必要もなし、へたなことをやって、またやられてもかなわんから、黙り込んでしまったわけであります。

このことは簡単なことではないのでありまして、牧の立場を語るのみならず、松井解決案における非常特別の場合という言葉はどう受け取るかということについても関係があるのであります。このときのことについて、私は、私だけの記憶ではいけませんので、その当時の教授であって現存している人に会いました。当時法学部長であった宮本英雄氏が現在は阪急電鉄の相談役をしておるが、そこで聞いたことは、いろいろ重要なことを聞いたんだが、宮本さんはよく覚えておられ、私の発言の日は第一の申し合わせと第二の申し合わせとの中間だったよと言われて、私が発言した日が正確に分かった。また私の発言は「世上滝川教授の『刑法読本』は大学令第1条の国体観念に反するものであるかのごとくに言う者があるが、教授会はそういうものではないということの声明する必要はないか」という意味のものであったと言われた。それから佐々木教授がそのとき色をなして詰め寄られたと言われた。先に言った「色をなして」という言葉は、宮本英雄さん自身が佐々木先生の態度について使われた言葉です。また、佐々木先生が痛いところをつかれたから、怒られたんだらうというようなことも言われた。またあのときには、滝川教授も教授会に出席しておって、牧君をにらんでおったよと言われて。もってそのときの光景をお察し願いたい。ところで末川さんとは忙しいので電話でお尋ねし、恒藤さんは健康を害しておられるということを知ったので書状をもってお尋ねしたが、二人とも記憶がないということでした。渡辺君と田中君とはよく覚えておって、私の発言が滝川教授の『刑法読本』と大学令第1条との関係を問題にしたという発言の内容まで覚えておられた。ことに田中さんは「あのしばしば行われた教授会において、牧の発言のときの印象が最も強い」と言っておられるから、牧の言ったことが間違いのないということをご了解願いたい。

そこで、牧のことばかりを申し上げてすまないが、これはやっぱり大事なことだったと思う。私は、滝川事件が『刑法読本』において問題になっているのだが、大学令第1条の規定とどう関係するかということは大変大きな問題と思うたからして、それを尋ねたんです。ところがね、私はその当時の教授会の空気などをよく知らなかったが、おそらく主流派の人達の間では、その問題は考えられていたんでしょうけれども、教授会では問題にならなかったから私が発言したんだらうと思う。特に大学令第1条との関係はですね、小西総長が文部省から滝川教授について休職処分をするについての承諾を求められたとき、総長が文部省に対し具状を行う必要上、教授会にその問題を諮問するということがあったときにおいてはじめて教授会の問題になることである。そうでないのにこちらでそんなことを相談する必要はないではないかという気持ちだったらしかった。私らはいわば陣笠であって、主流派内部の空気は全く知らなんだ。だから、私はまさに問題はここにあると思うのに、一回も教授会で相談しないからどうだろうかと思ったわけです。ここに佐々木先生の考え方との間に食い違いがあったわけでしょう。しかし、私としては当然のことを質問したのであって、ことにこの滝川教授の『刑法読本』は5月のはじめに発禁になっておるので、それが問題の種だということは、新聞にはしばしば書かれておることである。それなのに教授会では、『刑法読本』と大学令第1条との関係のことはほっておいて、文部省に対して学問の自由、大学の自治という抽象的な議論ばかりをしておるのでは、どうもおかしい。私は歴史家ですから、問題を具体的に見たい。抽象的な文句のやりとりは、どうも現実の問題の根底にふれないような気がしたんですね。だから質問しているわけです。

それから、そればかりではないです。これは、ここにも持ってきてありますが、田村さんへの追悼録、事件の当時評議員のひとりであった田村徳治氏が死なれて、そのために追悼録ができています<sup>(6)</sup>。この追悼録のなかに、私はこのことについて書いている。それは追悼録のなかに「水晶の玉」という題で書いている。これはですね、まさにこのなかに書いてあるとおりに、私が今申しましたような質問をした翌日ですね、田村さんが私の部屋に来られて、いろいろ忠告をしてくださった。それはですね、原文を読むと「その翌日のことである。田村教授は私の研究室に来られて「牧君、ああいうことは言わぬ方がよい。また、大学令の解釈は、その方面の専門の教授に任せておけばよいではないですか」というお言葉であった。田村さんは親切にも、暖かい友情をもって私を諫めてくださったのである。私はもちろん田村さんの好意を感謝したけれども、そのお言葉はどうも筋が通らんような気がして、直ちに聴従するというわけにはいかず、前記のことを説明した後、いろいろ論議を交わしたことであった」と書いてありますが、ここに言う「前記の」というのは、この本のすぐ前のところに書いてあります。あまりそれを引用していると時間をとりますからしませんが、そのときに私の感じていたことは、大学令第1条の意味が何であるかということについての解釈を、田村さんの言われるようにその方の担当の教授だけに任せる必要はない。われわれも解釈権は持っているはずだということ。それからまた、大学令第1条には国家思想の涵養という項目があるではないか。その当時、私の考えていたところでは、大学令第1条の国家思想は日本の国家思想であると解釈していた。どこの国の国家思想でもない、一般的国家思想ではない。これは日本の国家思想であると解釈していた。日本の国家思想というものは、日本に固有なる国体の観念をもって第一義としたものであると解釈する。また、日本固有の国体については、明治憲法第1条の天皇の主権を根拠とすべきものである。また教育については、普通教育であるならば、教育勅語を軽んじてはならないというのである。さらに「国史の成跡」、日本歴史が歩んだあとですね。この成跡に基礎を置くところの明治憲法の建前から言うならば、日本の法律と道徳とは家族主義の原理の上立って、一貫したものがなければならないという考え方である。だから、滝川教授の問題についても、このような「国家思想の涵養」というものからあまり遠ざかったものであってよいはずはなかろうというのが私の考え方でありました。この考え方は、ここにも持ってきたところの『日本国体の理論』という私の著書のなかに書いておる。こういうふうな考え方により、この本では別に大学問題を論じているわけではありませんが、家族主義を日本の国体思想のうちだと考えていました。主権は天皇にあって、いわゆる天皇機関説では日本の国体は説けないということをこのなかに述べている。もちろん自由主義を認めているけれども、あまりに強い自由主義的な立場をとっておらなかったわけです。

だからですね、これが問題になっている。教授会で先ほど言うたことを発表した日本の非常時のころには、実は自由に対する拘束的な意味があるので、強い自由主義の持ち主からだいぶいらまれたようであります。滝川事件に際し、国体との関係について発言したため、学内でいらまれたと感ずることについて深入りすることは止めたいと思いますが、その時分に私の研究室にいた副手の小早川〔欣吾〕君が言うのに、「先生、あんなことをおっしゃったので若い者の中には、誰が言ったかそれは分からないが、とにかく牧をこの闘いの血祭りにあげていってはどうかというような意見すらあるから、これから少しお言葉を慎まれた方がいいでしょう」とこういうようなことであった。私が日本法制史の学者としてあまりに正直にぶっきらぼうなことを言うということは、はなはだ危ないことであったわけです。

しかし、これはやっぱり私自身の立場を明らかにするということのためにも、こういう発言をしたということをおく必要がある。その教授会において私だけです、後の残留組のなかで批判的な発言をして

いるのは。末広さんとか、中島さんとか、佐々木先生と年齢の前後する長老の年輩の教授があったんですが、それらの方は黙して語らず。何も言っていないんですよ。特に、教授会ではわれわれの進退についての申し合わせを二度やっていますが二度の申し合わせはいずれも中島先生の筆でその場で書いたんですよ。そこで、実は問題が起ってくるんです。中島先生が二度も申し合わせをしておきながら、残留のときに解釈上疑わしい解決策で残留するときの中心人物になったということが、だいぶ論議せられ、中島先生が悪く思われたのは慎重を欠いた仕方であったから当然でしょうね。中島さんのことは、もうこれはちょっと困るようなところがないでもない。

そこです、今度はその松井解決案について話してみます。まずはじめに、この案に対する反対者のほうから述べたほうが分かりいいだろうと思います。これはですね、松井氏の解決案について田村・恒藤両教授が批評するところによるとですね、松井案第2項の「今回、滝川教授につき文部当局のとりたる処分は非常特別の場合にして」という文のなか「非常特別の場合」という文句は、これはなっとらん、この二人の教授の辞表進達の要請書<sup>(7)</sup>というのがありますが、これを見ると、こういうように書かれておる。松井総長のもたらした解決案は、教授の進退の取り扱いについて総長の具状によるという多年の先例を承認する旨を事新しく言明している。そういう点はよいけれども、これは通常の場合についてのことである。このなかからいわゆる「非常特別の場合」は明確に除外されている。だから「非常特別の場合」には、文部省は多年確立された右の先例に従うことを要しない。いわゆる「非常特別の場合」にこそ文部省と大学側との間に意見の衝突をきたしがちなのである。「非常特別の場合」とは何か。要するに、両教授の言われるところでは、「非常特別の場合」という言葉を文部省と大学との関係における通常の場合に対する非常特別の場合を指す言葉だと解釈されている。大学教授の進退について総長が具状するについては、該当教授の属する教授会の意見を聞かなければならないことを詳しく決めた点はまことに結構だが、しかし、そんなことは通常の場合に限られ、非常特別の場合には間に合わない。それは事件が通常の場合でない非常特別の場合に起こったときには、文部省は総長の具状とは関係なしに勝手にやれるんだということをこの解決案は示しておるんだということなんです。

これに対して、それでは残った連中はどういう具合に言っているのかと言いますと、これはですね、残留の声明書<sup>(8)</sup>が意味するとおり、文部省がかような処置をとったのは今日の処分だけに限られた一度限りのことであって、再びそれを繰り返す意志のないことを非常特別の場合という言葉で表現しているというように解釈していたわけです。

堀江：つまり、言ってみれば滝川さんの場合にそういう具体的な問題を指しているというわけなんですね。

牧：そうなんです。滝川教授の問題については今回の具体的な場合についてですね、具体的な場合について今回と書いてあるわけです。いちばんはじめに「今回、滝川教授につき文部当局のとりたる処分は非常特別の場合にして」とこう書いてある。で、私どものように歴史的に物事を考えており、具体的に物事を考える者の認識から言うと、この言葉は大変によく分かる意味のものである。「今回の処分」ということであるから、これが「非常特別の場合」という文句と一体をなすことによって一つの意味があるわけです。

堀江：恒藤さん、田村さんは一般論で。

牧：一般的にして、普通の場合に対する非常特別の場合という言葉であると解釈されている。それは、今申しましたような誤解を起すおそれもある表現です。しかしながら、松井総長が行ったときには小西案が失敗であったという前の結果に省み、今度は法学部存続のために間違いのないところを捕らえようと思って行っ

ておるんですよ。そのような目的で行っておる時にですね、通常の場合に対する非常特別の場合というようなですね、あいまいなことを約束して帰るはずがないと思うのです。繰り返すようですが、通常の場合には総長の具状によるが、非常特別の場合には仕方がないんだというような力のない約束を取ってきているはずはないので、今回の滝川教授に対する処分については、これは非常特別の場合だ、すなわち非常特別の処分だと、こう言い訳をしているわけです。私どもはこの文句をそう理解してきておる。

で、そしてそれについて注意すべきことは、法学部の教授会と文部当局との間には国家思想の涵養と人格の陶冶という大学令第1条における責任条件についての解釈が違っていたと思うのです。また学問の自由ということについての解釈も違っている。こちらでは、研究の自由の上ですね、教授の自由、発表の自由なども付け加えているわけです。殊に教授の自由は当然だ、ちょうど今日の憲法において学問の自由ということが言われているわけですが、これと同じようなことを主張している。いわば民主主義的な見解であった。これに対して文部省のほうは、研究の自由は認めるが、教授の自由ということは困る。その内容がですね、国家思想の涵養に反するようなものは認められないというところがですね。また、国家思想の涵養ということがどういう意味かについても、大学のほうでは、すなわち教授会のほうでは、だいぶ消極的に見ている。すなわち、それはですね、「国家思想を破壊しない」ということを条件にしている。国家思想を破壊しないというのは、国家思想の涵養という言葉に比べると最低線なんですね。国家思想の涵養ということは、言葉の本来の使い方から言うと、むしろ積極的な言葉なのです。然るに、こちらは消極的に最低限度に国家思想の限界を破らねばよいという主張なんです。そこが文部省と法学部教授会との間でいつも意見が違っている点なんです。いいですか。私は教授会の一員として主張する以上は、教授会の主張に別に反対しようとは思いませんよ。私の国家思想の涵養に関する意見は黙っておいて述べると、学問の自由が広く保証されることは大変によいことなんですからね。そればかりでなく、大学自治の伝統を守るためにやることなんですからね。私はもちろん、それで行く間はやっていきますよ。しかし、意見が別れてきだすという、今度は考え方が自然と自ずから別れたものが出てくるのもまたやむを得ないですね。そういうところに問題があるだろうと思うのですが、用語の不完全ということは認めざるを得ないんですけども、総長が小西案の失敗というものを省みて、その後ですね、法学部存続のために文部省との間に協定をしてきたことなんですからして、それはですね、田村さんや恒藤さんの言われるように非常特別の場合というのを通常の場合と比べて通常の場合には総長の具状によるが、非常特別の場合には、これは文部省の専断に帰するんだというようなことをですね、わざわざその問題の解決を期して小西さんが犯した失敗を繰り返さないように注意したと言っているその松井さんがですね、法学部を壊滅に陥れないようにそのためにやっているんですからね、それにもかかわらず、通常の場合と非常特別の場合とを区別するような案では絶対になかったのだと私は思う。

私のそのときの判断では、法学部と文部省との間には、大学令の解釈についても、滝川氏の『刑法読本』その他の言論についても、考え方において距離がありました。両方が距離があるからして、それがもとになってひどい騒動になったんだから、松井総長東上のはきは、最後のところ、大事なときですからね。これはへたにすると、法学部の教授が皆辞めるといふときなんだから、なんとかうまく収めたいというのが文部省の腹だったと思うのです。収めたいけれども、文部省としても自分の顔をつぶしてしまいたくない。それは今回は通常の場合と違って非常特別の場合だから行うた、一回限りだ、もうやらんというようなことをうっかり言うという、これに対して京大からどんな批判が起こるか分らないでしょう。もちろん法学部はつぶれてしまうでしょう。そこで出ている言葉なのであって、文部省と大学との二つの力の著しい対立というこ

とを前提にして、この今回におけるところの処分、すなわち文部省のとったところの処分ということについて、それは非常特別の処分を行ったが、これは今回限りのケースであるというふうに、そういうふうな特別な意味で言った言葉だと思ったのです。今回とった処分そのものが、どのような背景があって行われたものであるか知りませんよ。背後にですね。非常特別な処分を行ったというのは、それは背後に軍部の圧力に負けたとか、右翼のままになったとか、そういうことは知りませんよ。とにかく、そのときの処置としては、これよりほかにとる途がなかったからやったことだということの、向こうとしては折れた言葉だろうと私どもはとっているわけです。

松井総長はというと、中島さんに「あんたひとつ残留のために努力してくれんか、法学部がつぶれるかどうかの境目だ」と言って頼んだときには、これは松井さんが頼んで、その依頼に応じて中島さんが出ているんですが、そのときには実は中島さんは総長から総長が文部省で知った詳しい事情を聞いておるだろうと思うんです。それだからして、そのとき中島さんが総長から聞いたところによると文部省は折れて出ているんだということが分かった。それは今回限りで止めるという意味なんだということを経長から聞いておるから、そう思って声明書のなかではそこのところが極めて簡単に書かれているわけですね。再び同じことを繰り返す意志のないことが明らかだ。こんなことを聞いておるけれども、その点説明が足りなかったことは明らかですが、しかし、どう考えても通常の場合と非常特別の場合とを対照させてですね、非常特別の場合だから滝川教授を処分したんだというような意味のものではないと私は今でも思っています。それは私自身が先ほども申しましたように、教授会で発言しましたときの考え方が少し保守的だったからかもしれません。とにかく、私としてはそう解釈し、中島さんはおそらく松井さんからの説明を聞いてですね、そんなふうに信じておったものだと思います。

われわれが残留するについて出した声明書に対して、批判ともいうべきものが田村・恒藤両教授の出されたものであります。それは、前に申しましたとおり、文部当局と大学教授との関係において、非常特別の場合というものを通常の場合に対照して考えておる。われわれが考えておるところでは、あの「非常特別の場合」はどういうふうな背後関係があったかは知らないけれども、あのときにおいてやむを得ず行った処分が松井案第2項の非常特別の場合であった。一回限りの処分であったというふうにこれを受け取ったわけがあります。殊に私は先に述べたとおり、教授会で大学令第1条と滝川教授の『刑法読本』との関係を問題にしたようなわけですから、ここのところで妥協的な気持ちがあったわけですね。しかし、田村・恒藤両教授によってわれわれの案を批判するような言葉が使われ、そしてまた、人々はこれの方に賛成するような気持ちが強いということになってくると、われわれが残るについても、そのときにああいうふうな残り方をしないでおいの方がよくなかったかというようなことを感じたですよ。これは佐々木教授の大学をつぶしたくないという意見であり、また表現がちょっと難しいですが、これについて、やはり両教授のほうでも考え方が違うのではないかと思うようなことを聞いておるし、そしてあのときのわれわれのやった声明を、ああいうふうなことにしなかったならば、もっと田村・恒藤両教授をも残すことができたのだというようなことも聞くという、はなはだすまんだような気がしますので、それは、終戦のときの詔勅の言葉のなかに忍び難きを忍んでという言葉があるが、ああいうことをですね、やはり連想した気持ちが起こったこともある。

要するに、先程申しました『田村徳治』という追悼録のなかに書いておることですが、私らはあのときなぜ「京大法学部の再建のために忍び難きを忍んで残留する」という声明をして留まることにしなかったかは、はなはだ残念に思う。私、これは後の祭りですがね、あとになって考えると、あのときに、殊に

私のごとく教授会でああいう発言した者はやはり責任があったと思う。それは中島教授が招集された教授会において集まった全部の教授が大学存続のために尽くすというようにする責任があったのではないか。田村・恒藤両教授も残られるようにもっと努力すべきではなかつたらうかと思うのです。あのときに両教授は終いまでおられなんだ。楽友会館の方に行かれたんですからね。だから、あのときにわれわれの残るについては、これは「忍び難きを忍んで法学部の存続のために残留する」というふうな意味のことを声明書に出すという方向にあそこで申し合わせておいた方がよかつたのではなかつたらうか。そうすれば両教授とも和解する途が開けたらうにというように、戦後になって感じた次第です。そのことをちょっとこの『田村徳治』のなかに書いておられますがね、それは戦後の感じですよ。

実をいうと、そのときに、もうこうなったら大学を存続するために残るんだという、これだけをあっさりと言うておいた方が私はよかつたかと思う。事実上闘いに負けたのだから、負けたとしてしもうておいた方がよかつたではないか。ここで殊に中島さんは二度も教授会で申し合わせを自ら書いておいて、残存9人の教授会を聞きながら、田村・恒藤両教授を失うようなことにしたのだから、それははなはだまずいやり方であつたと思う。先に辞表を受理された教授たちはひどく怒っておられたということです。そこであの申し合わせ二つの全文の写真を発表したんだということです。宮本さんから聞いたことなんですがね、あんな声明文を残留組が出すと、せつかく学問の自由と大学の自由という高い目標のためにあらん限りの努力をしながら、目的を達することなく、すでに辞表を受理された連中は全く犬死にをしたようなことになってしまう。それだから、申し合わせの二つの文を発表することにしたということを知りました。まことにもっともなことでもあります。こんな話は実に不愉快である。最後には強硬派と軟派との二つに分かれたということは実に残念です。こんなことのないように、末広・中島の老教授たちは早くから自分らの意見を自由に発表しておけばよかつたのではないかと思うわけです。どうも、しかし、こんなことを言うのは、私自身の弁解になるかもしれません。自分の弁解をこの場合言うのは男らしくありませんから言いませんけど、しかし、このときに私としましては、ひとつの信念を持って残りましたよ。そうでなかつたら、その後図書主任になってね、佐々木教授のところへも行き、それから滝川教授のところへも行き、その他の教授のところに行きましてね、形式的ではあるが図書を返してもらいたいということ、これは言わざるを得ないですからね、言いに行きましたよ。それから『法学論叢』の復刊号を出しましたときに、私は巻頭論文を書き、それから三回にわたって私は論文を出しましたよ。大変に努力しましたよ。学生たちはどうであつたか。新聞ではだいぶ出席が少なかつたように言うているけれども、決してそうではありませんでしたよ。

堀江：そうですね。話が、私、先に走るかもしれませんが、助教授、講師、助手、副手のことを。

牧：滝川教授に対する休職処分があつた後、私ども教授たちはかねての申し合わせに従うて全部辞表を出し、もはやこの大学におることはできないという理由を書いた声明書を出しました。法経第一教室で声明文を発表したのですが、宮本部長がこれを読んだ。それに続いて助教授以下の諸君の声明書が読み上げられ、また学生からも読み上げられて、大学の自治および学問の自由を守ることがです、強く叫ばれたわけです。しかし、私がそのときに感じておること、今でも感じておることですが、助教授以下の諸君は、教授会のごとく、この問題について当面の責任はなかつたと思う。教授会においては出席しておつた者は、それぞれの意見を自ら述べるべき責任があります。述べないで、後でぐずぐず言うということは男としてあるまじきことですよ。教授の責任は当然ありますよ。しかしながら、助教授以下になりますと、自己の進退についての意見を滝川事件との関係において考える立場にあつたのではない。問題は滝川教授の思想

だけではないんでしょうけどね。教授会ではその他のいろいろなこと、そのようなことは助教授でも知らない。この事件に関連して何等発表する機会がなかったのですからね。だから、何等進退に関わるような責任はないんですよ。ただ、教授会が結束して文部省に対抗するというので、助教授以下の人々はこれに対して、声援を送ってくれたというような気持ちにその当時私はなっておって、そのことはわれわれが大変感謝したことである。これは実はありがたいことであって、そうあってくれてこそ、また文部省に対抗する体制というのが整うという点があるんですね。教授の総辞職に続いて、助教授、講師、助手、副手に至るまでが、それぞれ辞表を書いて総長のもとへ提出していくということはですね、これは、私は大変理由のあることだったと思う。そういうような声援を送るということは、頗る意味のあることだったと言えます。

しかし、あくまで教授とは違って、自分自身が責任を持たねばならないことをやっているんじゃないですからね。助教授以下の諸君が辞表を出したからといって、それをあくまで固執さるべき責任があったのではないと私は思っていたのです。おそらく、これと感を同じゅうした人は少なくないだろうと思う。現に佐々木先生をはじめとしてですね、その当時の指導部の人々が、助教授以下の者は踏みとどまってもらいたい、むしろ第二線となって文部省に対する抗争を続けていってもらいたいというような考え方はあったんだと思うんです。

どのような考え方が知らないけれども、もし仮に敗れたときはという考え方があったのかなかったのかということですね、この強硬派の主張には。私は敗れたときはということの心配が実はあったから教授会でも発言したのですが、敗れたときの考え方が、どうも一つはっきりしないんですがね。総辞職を決行したならば、目的は必ず貫徹することができるというような考え方のもとに、総辞職の決意で文部省を圧倒することができるというような沢柳事件のときと同じ考え方であったのではないだろうかと思ふのです。しかし、それは時代の認識が足りなかったのです。滝川事件より少し前に、私は講演部の学生たちを連れて丹後を旅行したとき<sup>(9)</sup>に、峰山、宮津、舞鶴、福知山、綾部と五カ所で講演会を開いたんですが、8人の部員が至るところで全部中止をくらって、なかには検束をくらった者もいる。私自身も、郷里の福知山で、私の親戚の者なども来ている前で中止をくらって、飛び上がるほどびっくりしたことがあったのです。それからまた、学生が今夕は警察の取り締まりが殊に厳重でありましてと言ったらそれだけで中止をくらっている。こんなときに、あんまりきついことを言っていると危ないぞと私は京大事件のとき思いましたよ。

しかし、筋を通せば、明らかに滝川教授の事件については、ああ行くのが自然であって、今日ではあれは大学教授の発言について、赤色教授の取り締まりから自由主義教授の取り締まりへと移りゆく過渡期の時代であったと言われているほどである。その頃の滝川さんのごときは、私は公平な眼で見て、赤と白との中間くらいなところに当たってやしないかと思うんですが。滝川さんの表現はむき出しで、随分自由なことをおっしゃっていたようだし、文部省は滝川さんの講義内容に至るまでよく調べておって、どうもそのへんになると赤とすれすれのところではなかったらと思うんですよ。どうも私はそう思う。それだからして、あのときに闘うのはよいが、しかしはじめから闘って負ける可能性が相当多かったと思うんですね。負けたときにどうするかということについて、佐々木教授などはどういう具合にお考えであったのか、そのことはもうひとつ分からん。先日の宮本さん、もとの法学部長に出会って、その点を聞いたら、そのときのことは大学の総長や評議会の問題であって、われわれのあずかり知るところではないというような考え方があったのだということです。しかし、だんだんと重大化したので、自分も大学の存続ということについては大変気



をもんだと言われて、いろいろ詳しい苦心談を聞きました。それはそうでしょう。責任ある立場ですからね。どうなってもよいというわけにはいかんのです。しかし、いちばんはじめの出方はそうだったらいいね。後はどうなつたろうと知らんという気だったらいい。というのは、ある意味から言うと総辞職を賭してやれば勝つに決まっているという考え方でしょう。反面においては、ところが負け戦となってきたら、やはり、佐々木先生といえどもこれをくずしてしまっただけではいかんという気持ちじゃないかと思うんですが。それだから、今度はそのときにはどうするかについては、佐々木先生ははじめからどう考えておられたか、それは別にして、助教授以下にはどうしても残ってもらわなければいかんと言って、責任を負うのは教授だから、職責上ですね、助教授以下は残るべきである。これがどうやら佐々木先生の理論らしいですね。ここに持参の滝川さんの『激流』を見てもそういうふうなところが出ていますね。助教授以下は残るべきだということ。職責を異にすると。私もそれに同感ですね。ところが助教授以下の方々では、これに対して反対して、楽友会館での慰留はついにお流れになっておる。結果的には失敗したことになるんですね。明らかに『激流』のなかにもそのことが書いてありますが、職責が異なっていたって、学問の自由および大学の自治に関する考え方においては、われわれにも異なるところはないという考え方であつたらしいですね。どうですかね、大隅さん。

大隅：そういうことですね。今まで話にも出ましたけれども、当時助教授、講師、助手、副手も、教授が辞表を出されるとそれを追って皆辞表を出したわけなんです、それは教授の方々に対して声援を送るというのかそういうふうな趣旨ではなかったかというお話でしたけど、私はそう思っておりません。もちろん、結果的にはあれで多少の声援になったかもしれませんが、私、大隅個人の意見でして、他の人に累を及ぼしては困りますから、私だけの意見として申し上げるわけなんです、われわれは、私は当時助教授の末席を汚しておったわけなんです、教授会のことは全然分かりませんが、しかし教授諸先生が辞表を出されたその理由は十分にいろいろなものを通じて分かっておりますから、そしてそれが理論的に正しいというふうに考えておりましたし、加うるにわれわれの尊敬する先生が、全部辞表を出されるというのに自分だけ留まっているという気持ちにはならなかったんでして、理論的に留まるべきではないし、また留まりうるべきことではないということで、私も辞表を出したつもりであります。もちろん、先ほどからお話がありましたように、佐々木先生などから教授と助教授とは職責が違うんだから、助教授以下の者はそういった辞表は出すべきではない、おまえらは大学に留まれという勧告と言いますか、説得を受けたことはよく記憶しておりますけれども、今申しましたような考えで、要するに教授の先生方の理論は正しいし、そういう正しい理論のもとに辞表を全部出されたところで、われわれが留まっているようなことは、到底少なくとも当時は考えられないことでしたから、私も他の諸君と一緒に辞表を出したんですが、私個人の当時の心境を申しますと、一部には文部省との闘争という気持ちの人もあったかと思いますが、私はやっぱりそうではなくて、大学の自治、学問の自由の認められないところでは教職に留まれないと、だから辞めるとこういうことでしたから、私は辞表を出しましたけれども、特に闘争をするといったような考えはなくて、主としては家に引っ込んで及ばずながら勉強をしておったと思っております。

したがって、一部の人からはあいつは弱いと見られておったということをおもって、私自身もそうではないかと思っていたのですが、そうしましたら、先ほどのお話のように教授が二つに割れて、辞められる先生と残られる先生が出たんです。その話を聞いたときに私も残れという、実は説得を受けました。これはしかし、そのときは助教授は全体としてそういった説得を受けた、あるいはそれに対してどのよ

うに対処するかというようなことは全然ありませんでして、私の知る限りでは個別的な説得に対し、各人個別的に自分の意志に従って行動したわけなんです。私は先ほども牧先生から、非常特別の場合というのは今回限りという趣旨だというふうに申されましたが、今でもそう思っておりますけれども、この点はやはり田村・恒藤両先生の声明書にあるように、普通の場合は、もちろん従来への慣行を尊重するにしても、やはり非常特別の場合には別だという一般的な考え方だとそう言わざるを得ないと思っておりましたし、今でもその解釈は間違っていないんじゃないかと思っています。そんなことで私も結局残られた先生の説得は受けたくれども辞めることにいたしました。松井総長から自宅に呼びつけられて、辞表を撤回せいという説得も受けましたけれども止めませんということで結局依願免職になったわけなんです。

そのときの私の心境は、もう教職を続ける、他の大学においてでも教職を続ける意志はなくなって実は転向をしようと考えていたんですが、たまたま佐々木先生から、おまえ辞めてどうするんだというお話がありました。まだ辞めた直後ですから、身の振り方について考える段階ではなかったですから、今のところは別にこうするという具体的な方針はありませんと申し上げたところが、立命館の中川〔小十郎〕総長が、辞めた助教授以下の者を全部立命館に迎えると言っておられるので、おまえ行かないかということ、今申しましたように具体的に自分の今後の方針について決めていませんでしたから、つい佐々木先生の言葉にしたがって立命館の方へ行って立命館の教授になったわけなんです。

それから何ヶ月かしましたときに、いわゆる復帰の問題が起こってきたわけでありまして、事の起こりは私の記憶からいたしますと、山崎達之輔、有馬忠三郎、細野長良といった法学部の大先輩が問題を提起されたようですが、助教授の筆頭は当時黒田〔覚〕さんでしたから、黒田さんのほうへまず話があったんだと思います。と申しますのは、私の記憶では、この問題が起こったときに黒田さんのお宅に集まってこの問題について話し合った記憶がありますから、やはり辞めた当時の筆頭助教授が黒田さんだったので今の三先輩から、まず黒田さんのほうへ話があって、われわれのほうにもそれが伝えられて、そして具体的な問題になっていったように思うんです。

その後、今の山崎、有馬、細野三氏から都ホテルに呼ばれて、おまえらは帰れという説得を受けたいんですが、そのときに三氏の言われることは、今回の事件で辞められた教授にも、いずれ帰ってもらわなければならない。そうでなければ、京大法学部は十分な再建って言いますか、再び旧に帰るということは、極めて難しいんだがと、そういう辞められた教授方が帰られるくさびになるのはおまえらのような若い者しかないんだと。そういう辞められた先生方の復帰の機会があったならば、そのときにおまえらがくさびになって、元の状態に帰すべきだと。だからおまえらもまず帰れと、こういうことでして、私どもも一旦辞めたのが、また帰っていくことは、節を屈することになるかもしれないということはもちろん考えましたけれども、そういう先輩の説得にも十分な理由があるような気がいたしましたから、結局私は少なくともそれならばということで、復帰を内諾したわけでありまして。その場合、私どもがその折衝の過程で佐々木先生にご相談しなかったことについて批判がある<sup>(10)</sup>ようですけれども、私自身の考えでは、そういうことを先生に相談するということは、かえって先生に責任を転嫁するような形になるんじゃないかと。やはり自分のことなんだから、善悪を問わず自分で決断すべきだと、こういうことで一応復帰する内諾をして、その上で先生方のご了解を求めるべきだと、そういう心境だったんです。

特に、繰り返しになりますけれども、私どもが復帰するについて要請されたと申しますか、強く説得されて少なくとも私などを動かす理由になったのは、やはり辞められた先生はいずれ帰ってもらわねばならない

と。そのときくさびになるものがなければならないのだから、その役目を務めるものとして復帰せよとこういう点が非常に強く印象づけられ、私などはこの決断をした最も重要な理由なんです。しかもそのことが、やはり終戦後の滝川先生その他の復帰の問題につながっているんで、この点は私としては非常に重要だと思っております。いずれにしても、そういったことで私どもが復帰することになりまして、確かそれは、昭和9年の4月、4月に復帰するようになったのではないかと思います。そのときにもやはり復帰しないという者と復帰する者とがありまして、結局復帰いたしましたのは、黒田、大隅、佐伯〔千仞〕、於保〔不二雄〕、大森〔忠夫〕、中田〔淳一〕の6人であります。それぞれ、各自の考え方があってと思いますけれども、私の気持ちは今言ったようなことで復帰したわけなんであります。もうそのときには、しかし、かなり多数の教授が補充されておりましたから、もう私どもの復帰したことが、法学部の再建にといいますか、建て直しに役に立ったかどうか、これははなはだ疑問だと思えますが、事情はそういったようなことでした。

牧：いや、よく分かりました。その後ね。辞められた教授方をまた帰っていただくためにくさびともなるという意味でお戻りになったということは、実は私初めて知りました。あのとき、山崎、有馬、細野の大先輩たちがあなたたちに復帰していただくというためには、おそらくそういうふうな筋の通ったところを理由にしたに相違ないと思うのです。それでですね、はなはだあなた方の苦衷についてお察しするが、実を言うと私は大学に残ってから、多少存続と再建のために努力したこともあります。それはいちばんはじめに私は近藤〔英吉〕君に残ってもらいたかった。近藤君の下宿は今の熊野神社の南の方にありました。で、私と田中君と二人で行ってぜひとも残ってくれと頼んだ。近藤君がああ当時の助教授の筆頭じゃないでしょうかね。

堀江：いえ、筆頭は黒田さんです。

大隅：近藤さんは黒田さんの翌々年に卒業されていますから、黒田、田中、近藤という順で卒業されていますから、近藤さんと私の真ん中に岡〔康哉〕、大岩〔誠〕、斎藤〔武生〕、西本〔穎〕とその四君がおられます。

牧：とにかく、近藤君にはぜひ残ってもらいたいと思ひまして、殊に親族法の方面では大変な業績を残しておられる立派な学者で、ぜひ残ってもらいたい人でした。そのために行ったときには説得に夜の1時までかかりましたよ。それは一所懸命やって話をして、最後に同君が残ると言ったときには近藤君は泣きましたよ、男泣きにね。そしたら田中君ももらい泣きして、実に悲壮な感じがしました。それが始まりで、その次は斎藤さんかな。

大隅：個別的にされたから、順序はどうか知りません。私は近藤さんも残るようになったからおまえも、殊に私は近藤さんと親しかったせいか知らんが、おまえも残れというふうに言われたことはよく覚えています。ですけれども、私は近藤さんとは別だということで承諾しなかったのですが、説得に応じなかったのですが、そのあたりのことはよく覚えております。

牧：それでね、近藤さんの次は斎藤さん、西本さん、それから、あんたのところへも行った。なかなか難しいのであなたには手こずったよ、正直なところ。ぜひ残っていただきたいのに。

堀江：復帰したときにはすでに何人かの教授が新たに就任しておられたというのは、例えば。

大隅：私の記憶では、石田〔文次郎〕先生、田島〔順〕さん……。

堀江：それからもうひとつ、こういうふうなくさびとなるために残れとおっしゃって、その説得に内諾をした。このくさびとなるというこの言葉ならびにこれに対する大隅さんあたりの決意が終戦後の教授の復帰につながると、そのへんをもう少し詳しくお話しいただけませんか。

大隅：それはですね、終戦の後で滝川さんも『激流』のなかで書いておられますけれども、連合軍司令部から、京大事件で自由主義の立場をとったために辞めた者は復帰できたと言いますか、そういうメモランダムのようなものが出まして、それで言い換えると辞められた先生方が復帰される条件がまさに完遂したことになります。それで鳥養〔利三郎〕先生が総長になられたときですがね、鳥養先生が総長に就任された直後に、私ども復帰した者数名が行って、こういう状態ができたんだから総長としてもこの問題について努力をしていただきたいと、われわれも相当の覚悟を持ってこの事に当たるつもりだという申し入れをして、それから滝川教授その他の先生方の復帰の問題が具体的に進行することになったのです。

堀江：ああそうですか。

牧：そのときはあなたも教授になっておられましたね。

大隅：私は昭和13年の10月に教授になりましたが、まだ助教授であった人もあるかも知れませんが、復帰した者でそういう申し入れをして、鳥養先生はって聞きましたら、羽田〔亨〕先生が鳥養先生に総長を引き継がれるときに、この問題は、法学部の問題は手をつけてはいかんと、大変なことになるぞと引き継ぎがあったようなことを聞きましたが、これは真偽のほどは知りませんが、しかし鳥養先生は、すぐにその問題を解決しなければいけないということを感じておられたらしくて、総長のほうからこの問題について積極的に動かれましたですね。それについては、竹田〔省〕先生が長老でもあるし、ちょうど適当な地位におられると見られたんだと思うんですが、竹田先生のほうへ鳥養総長から話をなされたようです。そのときに、私どもがそういう申し入れをしたのは、まさに復帰するときに先ほども言いましたように、辞めた先生が復帰される条件が満たされたときには、おまえらくさびになれとこういうことで、私どももそれに動かされて復帰したんですから、それをほっておくということは無責任だと思ったものですから、それで今言いましたように鳥養先生に申し入れをしたわけです。そういう意味で、少なくとも私の気持ちとしては、その間に密接なつながりがあり、前の復帰したときの責任を果たすつもりで、辞められた先生に帰ってもらうという意味で事の処理に当たったつもりです。たまたま昭和8年に辞めたときの筆頭助教授が黒田さんで、私は末席助教授でしたけれども、終戦のときには黒田さんが法学部長で、私も評議員の一人でしたから、したがって黒田さんと私がある意味で事務的にはその衝にあたったような形になっております。

堀江：昭和9年に復帰されてから、終戦後のいわゆる条件が整うまでの約11年というものは、くさびということについては非常にあなたは悩んでおられたということになりますね。

大隅：悩んだと言いますか、少なくともそういう責任があることは常に感じていましたね。

堀江：たぶん大変なお気持ちだったろうと思いますね、私は。

大隅：おそらく、その点は一緒に復帰された諸君も同じだったと思います。

堀江：そうですね。

大隅：私の記憶に間違いがなければ、鳥養先生に申し入れをしたときに一緒にいたのは、佐伯君と、於保、大森、中田と私で、黒田さんは学部長で東京に行っておられたから加わっていらなかったと思います。

堀江：鳥養さんは、非常にここで法学部の再建の最後の仕上げって言いますか、そう言ってもいいんじゃないかと思いますが、大変熱意を示したというわけですね。

大隅：そういうことですね。その点は鳥養先生に聞いていただいてもご記憶だと思います。ですから、おそらく鳥養先生が総長になられて、最も早く先生のところへ会いに行ったのは今言ったわれわれではないかと思っています。

堀江：なるほどね。

大隅：竹田先生も、鳥養さんという人は明敏な人だと、すぐにこの問題の解決をしなければならないということを感じられたようだというのを私にも洩らされたことがありますから。

堀江：牧先生、大隅先生にまだお聞きしなければならぬことがあるんですけども、もう一ぺん、いわゆる滝川事件当時に帰りまして、その頃の学生の動きと言いますか、先ほどもおっしゃいましたように宮本先生がですね、第一教室で声明文をお読みになった後で、助教授のほうの声明文も読まれたと、学生のほうの声明文も読まれたということをおっしゃいましたけれども、その頃の動きと残留で法学部の再建がスタートを切るというその頃、学生の動きはどういうふうになったんでしょうね。

牧：学生の動きはですね、ここに持ってきておりますのは京都日出新聞ですね。京都日出新聞の終いの方に学生がいろいろ動いたことが出ていますよね。学生たちは、高代会議とか言いましたね、高等学校別に代表者を出しまして、それが会議して運動を広げていったようです、闘争の最中は。それから、そのときは1600人ばかり法学部の学生がいましたかね。

堀江：そうですね。あの時分は400人くらい毎年入っておいりましたからね。

牧：それらの学生のことをほっとくわけにいかなかったんですよ。正直なところね。みんな休講の状態ですからね、5月26日から後は。学生のほうでも高代会議を中心にして、他の大学への働きかけを盛んにやりました。ところが、他の大学からの応援が割合少なかったんですね。経済学部の学生なんていうのは聴講をしないと何か何とかいって騒いだり。それから東京のほうでも学生が騒いだとかいう話ですけども、一般に静かでしたね。と言うのは、いわゆる象牙の塔に立てこもっているような先生方なものだから、自分らの主張は自分らで通せばいいので、社会一般を動かす必要はないというような考え方であって、外部の人がもうひとつ援助してくれなかったんじゃないですか。

堀江：今のような、学生が街頭ヘデモへ行くというようなことはもちろんなかったですね。それから、もうひとつはもちろん左翼系の学生の団体もございましたし、それから例えば猶興学会<sup>(11)</sup>というふうな右翼系の学生の団体もあったわけなんです。そういうふうな団体相互間のいがみ合いとか。

牧：それはあるんですよ。

堀江：ありますか、やっぱり。

牧：それはね、赤を大変警戒したんですよ。赤があれを利用しようとしたりしてビラを撒いたりしてね。困ったことがありました。赤を警戒したということは、したがって運動を消極的にならしめたということがありますな。それから、われわれが講義を再開したということを新聞ではえらく学生が少なかったように言ってますけど、絶対そうではありませんよ。学生には中立派もいますし、そのうえ学問の自由とか何とかいうことよりも就職とか勉強とかいうことを考えておりますからね。割と復活はやりやすかったんですよ。

堀江：現に、しかし退学届を出した者もあるということですが、実際そういった者が出たんですか。

牧：どうですかね。そのへんのことを知りませんがね。渡辺貞之助という人がいましたが、これが体の大きな男で、いつも和服を着ておって、壮士のような恰好をした男でしたが、なかなか人間としてしっかりした男でした。それが学生会をリードしておりましたよ。

大隅：滝川先生がですね、総長を辞められたときの慰労会と言いますかね、そういうものを有信会で主催して楽友会館でやったときに渡辺君が出てきましてね、私も久しぶりで会いましたが、どこか関東の会社の社長をしておりましてね、かつてはあごひげを生やし、和服を着ていた渡辺君が、ダブルボタンの瀟洒な洋服

を着ていたので変わったなと思った記憶が今でもあります。

堀江：というと、私たちも知っていますね、ひげ生やしてたのなら。

牧：面白い男ですよ。

大隅：高知高等学校を出たんでしてね。

牧：あれは関西学院大学で田村さんの追悼会があったときだったと思います。そのときに出てきておりまして、京大事件のときに自分らは大変騒いだもんだが、あのときに大学が存続されたということは、われわれは深く感謝していると喜んでいましたよ。

堀江：あの時分の学生自治会というふうなものは、言ってみればその高校別のグループで、これがいちばん公式と言いますか、大学でも学生全体の意志を聞くときには高校別の集まりをひとつのいちばん重要なチャンネルにして、こういう状態ですか。

牧：そういう状態でした。

大隅：やっぱり今ですと、組織の学生の運動とか、あるいは資本家と労働者の間の労働運動みたいなものとは違って、やはり先生方はこういう学問の自由、あるいは研究の自由の認められないところには居れないと、だから自分らは辞表を出して辞めるとこういうことで、社会に呼びかけてセンセーションを起こして、それで闘争をして政府を屈服させるという考えはあまりなかったのではないんですかね。私、自分も先ほど言ったように、何も政府と闘争しているわけではないんだから、私は辞めるときには辞めるけれども、今で言えばはちまきをして運動するとそんなことはしないということで、だいたい下宿で本を読んでいたものですから、あいつは弱いということにある一部では見られたようで、学生が僕の下宿に来たこともありますけれども、私はそういうことなんで、決心するときにはするつもりなんだから、君らの指図は受けんと言ったことがあるんですけれども。

牧：いやそれは確かにね。今日のような、すぐ何かというと学生がデモに行く、そんなことはあの当時にはなかったですな。

堀江：と言うのは、今こういうことをお聞きしたのは、70年の歴史を書くのについて、私自身は大学の自治というものを、あるいは研究の自由というものを概念的に書くんじゃなしに事実どういうふうな過程をたどっているかということ、それに関する資料を年代順を追って並べるだけでもいいとそういったふうなことを私自身は考えておるわけです。それで、今日いろいろお話を聞きましたことですが、お話のなかから客観的な事実として挙げられたと私たち思います部分をなるべく利用させていただきたいと思っております。それに対するご意見だとか、なるべく主観的なものを排除するのがひとつと、もうひとつは今の考え方で見た自治をすぐ昔へ当てはめることはしてはいけないということですね。これは警戒すべき点だと思えます。

牧：そうですね。それはご注意願いたいですな。とにかく主観的な要素がどうしても入りやすいですから、こういうことになりますと。

堀江：それで沢柳事件の起こる以前から、京大では教授の少なくとも任命の権は教授会が持っているわけなんです。これはドイツの大学よりもある意味では進んでいたわけなんです。それを沢柳事件が起こりまして、あそこで一応ルールができて、それが滝川事件で、時代的な背景もありましょうけれども、ルールの一 corner がとにかく破れたと。破れたか、破れていないか、いろいろございましょうが、とにかくああいう事件が起こって、そして一応大学側は事件こそ起こらなかったけれども、戦争、準戦時体制ということで、沈黙せ

ざるを得ないというような状態で、今のくさびが実現しなかったわけです。

それが、終戦後のいわゆる新しい社会の考え方のもとに、初めて実現してきたと、ところが、その自治がその後どうなっているかということは、これはまた大変な問題でございまして、今度は大学の自治は学生の自治であると言ってしまうまで出てきてね、果たしてそんなことがよいのかどうか、それは後世の批判を待つわけですけども、そういう大変な紆余曲折、あるいは長い道程を使って非常に重要なものであるということ、先ほどの「水晶の玉」ではございませんけれども、先輩の苦心の跡を何か本当に客観的にたどって行きたいと。で、これを書きますことは、七十年史の限られた頁数からすれば、おそらく入りきれないかもしれません。そのときには、これに関するものを何か別刷りと言いますか、これはもちろん、印刷して発行するというのではなくして、より細かいものを作っておきたい、それをどの程度印刷する、七十年史に利用するかは別ですけど、何とか筋の通ったものを残しておきたい、こういう気持ちであります。

牧：一つお願いしたい。

堀江：今日お話いただきましたことも、一応原稿に書き直し、お目にかけることになると思います。

大隅：昭和8年の京大事件というのは、私なんかにとって、非常な影響があったと思いますね。言ってみれば、昭和30年過ぎるまで、やはりこの問題は私にはつきまとっていたと自分では感じています。おそらく私と一緒に辞め、また復帰した諸君も多かれ少なかれ同じ感じを持っているのではないかと思いますね。

堀江：私は、そういうふうなことが結局、今日の法学部の非常に強いバックボーンになっていると見ています。

牧：あのときに京大法学部というものを存続させたということは、私はようやったと思うんですよ。それは多少の過ちはあったかもしれませんがね。しかしながら、私はあのときにつぶす気持ちは絶対がない。少々無理でもこれは存続させるべきものであると信じておりましたね。したがって、私は信念を持って再建に努力いたしましたね。殊に私はすごかったと思いますね。それは佐々木・滝川先生その他の出られた教授方に対して、図書主任として形式的とはいえ書物についてはお返し願いたいということを言いに行ったのは私ですからね。これは信念なくしては言えませんよ。いいかげんな気持ちで残っていたのでは言えませんよ。それに山田正三氏が「牧君はよくまあ滝川君とこまで本を返せと言いに行くね」と驚いたことがあります。山田さんという人は日和見な人でね、甚だ同氏の態度には感服しないですね。したがって、そんなことを言うのは当然でしょうが、私としてはこれは遺憾ながら法学部としては言うべきことだと、なすべきことだと思って行きましたよ。もちろんそれは形式的でした。朝日新聞の京都支局で何かの会があったとき私行きましたが、新聞に牧は顔色も変えずにその会に出ておったと出ておりましたけれども、私は何らやましいところはなかった。やっぱり、ひとつ信念のあるものがおってのことですよ。頑張らんなら、あやふやな態度では、僕は存続できなかつたと思います。

堀江：そのとおりですね。

牧：決して私自身の態度をよく言うのではない。自分で強がりと言うわけではありませんよ。実際、私はひとつの信念を持ってやりましたよ。と言うのは、私はどちらかというとその当時の大学の自治のために闘ったという精神そのものは美しいからやりましたよ。本気になってやりましたよ。けれども、さて大学が存亡の危機に陥ったときには、これは残さなければならぬということを言うのにいちばん言いよい立場にいましたからね。教授会で発言しておりましたからね。

堀江：そこでですね、牧先生のお話のなかに、竹田先生のお名前が出てこなかったんですけど。

牧：竹田さんはね、大隅さんが竹田さんの門下だから、そのほうから聞いたほうがよいと思うんだけど、竹田先生の態度というのは、なんだかこう、佐々木先生と形影相俤う的な関係があったような感じを抱いておりますが、どうでしょうね。

大隅：それは先生のお考えはそうだったと思います。しかし、昭和8年当時、事件について私にはどうすべきだとか、そういうふうなことは全然ありませんでした。だから、いつか牧先生、私に「君の辞めたのは竹田先生の影響ではないか」と言われましたけれども、間接的に影響はあるかもしれませんが、先生が私にこういう態度をとれとか、とるべきであるとか一言も言われませんでした。私は牧先生にも説得されたけれども、私は残りませんと言って、それから私は竹田先生に、私はこういうことにしましたと報告したら、もちろん、先生非常に諒とはされましたけれども、それまで私に対して先生は何もおっしゃいませんでした。ただ、それと同時に復帰したときにも竹田先生のご了解を求めなければいかんと思いましたが、別にそのことについて竹田先生には何も相談しませんでしたけれども、今言ったような事情で、私、復帰することになりましたということを先生に報告し、ご了解を求めたんですが、もちろん、先生はあまりいい顔はされなかったですけどもね。私は、もちろん人間ですから過失もありますし、自分の行動については人からいろいろ批判はあると思ったんですけど、あのときはこれしかないと思ってやったことですから、先生のお気に召さんことはよう分かっておったんですけども、すぐ行って先生にお話をしたわけなんです、その後先生も釈然とされて、先生の亡くなられるまで従来と同じように取り扱っていただきましたんですがね。

牧：今のお話ですがね、ああいうときに教授でも助教授でも態度というものはね、師弟関係というものは相当影響あるんですよ。大学というものは純然たる自由の学風であるというようにはおそらく今日でも言えないであろうと思う。日本の大学のいちばんの弊害はね、そこの卒業生をですよ、その大学の教授やら助教授やらに残すということですよ。これは、実を言うとね、学力本意よりも情実本意ですよ。それだからね、自分の先生との関係というのが大変やっかいなんですよ。

堀江：それもいろいろ言われていることなんですよ。この頃では単なる師弟関係以外のものも、そこに入り込んでいましてね、もっと問題は複雑になっているんです。

牧：もっと複雑になっている。

堀江：もうひとつ、先生にお聞きしたいことがあるんです。あの事件に対して、経済学部っていうのはいったいどういう態度をとったんでしょうか。私はあの当時講師でございましてね。何ももちろん、耳に直接には入れられたことはありませんし、何も実は知らないんです。

牧：経済学部は引き止め役でした。

堀江：その頃は教授会で全部やっております、助教授ももちろん知りません。で、いったいどういう態度をとったんですかね。

牧：このことについてはね、本庄〔栄治郎〕先生がご健在ですからね。本庄先生にお聞きしたいと思いますが。どうもね、私、法学部の存続についてね、本庄先生のご意見もあるようです。私はほのかに聞いていることもあるのですがね。

堀江：先生がそれでは経済学部を見てどう思っておられたか。

牧：経済学部をそのとき見ての感じっていうのは別に残っていないことを思えばね、経済学部が積極的にどちらへ働きかけるということはなかったように思いますね。

堀江：私自身もそういう印象を受けているんですね。



牧：そう思うんだがね。どちらに動くということをしなくて、中立な立場のほうが勝っておったんじゃないかと思いますね。

堀江：むしろ、その当時の総長を出しておりました文学部のほうが動いておりますか。

牧：文学部は動いておりますよ。羽田さんをはじめとして、文学部はもう小西総長に味方していますからね。あの時分には盛んに動いております。そして羽田さんはあのとき評議員かなんかでないですかね。

堀江：羽田さんはだいぶん有力者ですね。

牧：それから、私の家へ新村〔出〕先生がお出でになったことがございましたね。残れ残れって勧められたとき。文学部は動いておりますよ。

堀江：実は東京関係で、座談会であの滝川事件が話題になりまして、小西総長は非常に悪く言われているんですよ。これに対して、小西さんの弟子になる人が反駁文を書いておる。私なんかの考え方では、滝川さんもそれは書いておられるんですけども、そんなに優柔不断の人ではなかったと。第七高等学校から京大の教授へ来られた人で、大学の自治ということをよくわきまえた人だから、そんな文部省の言いなりになったような人ではないというふうに滝川さんも書いておられるんですが、その座談会で妙にそれを曲げられたんです。非常に優柔不断で文部省の言いなりになったというふうな座談会が出たんです。

牧：文部省の言いなりになったんじゃないんですよ。法学部のほうの意見を向こうでは強く出してきておるんですよ。そしておいて、またいわゆる小西案を作るときには文部省に圧倒されておるんです。

堀江：その点はあるんですね。

牧：法学部の言うとおりのことをあくまで強く主張すればよかったんですけども、小西案を作るときには文部省に圧倒された感がありましたね。これはね、先生という人がいわゆる文科から出ておられるので感ずるんだが、文学部の方は法学部のように問題をあまり論理的には考えませんな。あの人は、大変温厚篤実というような人でね。敬愛の道を説いた人で、教育者ですね、本当の意味の。だからして、事件が穏便に収まることばかりを考えておったらしい。末川さんが言われておったが、今度の材料を集めるときに。小西さんは「義は君臣、情は父子」というようなことをわれわれに話したと、そういうふうなことで問題の焦点にふれないことを言っていたとおっしゃってましたがね。

堀江：中学校の修身の教科書にその言葉が出ております。

牧：「義は君臣、情は父子」、それを出したらしい。一回も滝川教授の思想そのものについてはね、諮問したようなことはなかったらしい。だから、私が言ったような大学令第1条と『刑法読本』との関係如何といったことはね、問題でなく、小西先生の周囲のほうでもそれはなかったらしい。

それから、実を言いますと、大隅さんはくさびになったと言われましたが、私がいちばん、若い方々に対して聞きたい事柄は、滝川さんが帰られてから、どうもそのやり口がね、京大事件に対する、悪く言えば復讐戦のようなことをやっておられるような気がするんですよ。あのときに、臈谷〔峻嶺〕・西本・池田〔栄〕の3教授が辞め、それから石田教授が辞めた。渡辺・田中両教授と私ら3人が辞めたのは最後であったが、文部省へ辞表を取り次いでもらったのは私らがいちばん早かったんです。それから四君の辞表があとから取り次がれた。それから、いやなことはみんな黒田部長にやらしておいて、最後には黒田君も追放でやられている。それから大西君と佐伯君がやはり戦争犯罪人のような取り扱いを受けておる。そして、あなたらに対してまでもですよ、滝川氏が部長のときには大いに部長を援助しておるにもかかわらず、あなたらに対してまで立命館を辞めるときに佐々木教授のところへ相談に行かなかった忘恩の態度だの何とかと言って、強引

な態度をとっている。これがあの人の気ままな悪いところですが、ああいうふうなことに對してどうお考えですか。

大隅：やっぱりなんでしょうね、滝川先生は京大事件のときに先生の立場からいって、完全に筋を通さなかった者は全部いけないというか、批判的だと、そういう気持ちがやっぱり最後までつきまとったんじゃないですかね。

牧：どうもそう思う。私もそう思うけれども、われわれの感覚、私が聞いた他の人々の感覚から言いますと、やはり滝川氏のことが原因になって多くの事件が生じている。そして殊に、教授会にも関係ないところの助教教授以下の人々もそれによって巻き添えをくっているんですからね。これは常識から言いますとね、やっぱりそこに人情というものがあってもよさそうに思うんですよ。ただ単に理屈だけで行くべきものではないんじゃないかと私は思う。殊に、先生自身が総長であったとき、あのときの有り様を見ても、ちょっとそれが関係があると思うんですけれども、総長が警察官を入れたという、ああいうふうな事件に關係して、学生から突かれて負傷したというのをもとにして、学生を訴えた<sup>(12)</sup> でしょう、たしか。どこへ行ったってですよ、学生を憎んで訴えるなんていう大学総長がありますか、だいたい。私はそのこと自体が少なくともわれわれ日本人の伝統的な感情から言うと、それを無視していると思いますね。やっぱり自分が大学総長であるなら、どんなことがあろうとも、自分自身のやり方にもどこかまずいところがあるから、学生も激昂しているんだから、それだからしたがって、自分に責任があることですから、そしてまた仮に責任がないにしても、自分が育てているところの学生ですから、学生を訴えるということは教育者としてあるべきことではないと思う。教育者ですよ。いかなる理由があるか知らないけれども、学生を訴えるということはないと私は思う。

これを訴え、そして訴えるのみならず、これに對して、特別弁護人になると言っただのが田畑〔茂二郎〕君・宮内〔裕〕君・平場〔安治〕君。それらの人が特別弁護人になってあのときの学生のために法廷へ出て弁護するというときに、滝川教授はどうしましたか。自分が総長の立場にありますから、それゆえに評議員を動員して、この3人に対して処分するぞとこう威嚇したのです。仮に評議員がそれをやったとしたならば、大学の自治はどうなるのですか。大学の自治は、教授会の意見を総長は諮問して、そして教授会の意見を尊重しなければいけないわけです。そのことは京大事件のいちばん重要な問題であり、戦後も鳥養さんはそれを確かめた。自分自身で京大事件という問題を起こして、そして大学の自治のためには教授会の意見を尊重しなければならぬと言っておった人が、教授会でなく、評議員だけで抑えてしまおうとして、そしてそこでもって威嚇するんですね。もし、これを教授会へ持って行って諮問したならば、おそらく教授会は全員が救うだろうと思うんですよ、この3人を。この3人が特別弁護人になって出ることは、何も差し支えないわけですから。それをそこまで行かない前に抑えて、大学の自治を自ら破っているんですよ。総長ともあろうものが、大学の自治を自ら破るようなことをあえてして憚らぬということはどうです。私はよくないと思う。その当時、菅原昌人という人が大阪で弁護士をやっている先輩で、京大の大学新聞にこのことを書いている<sup>(13)</sup> ということを僕は佐伯君から聞いたんですがね。僕ははなはだけしからんと思う。

そういうことを私は考えるとですね、僕は、助教教授以下の方々についてあくまでこれを言いたいんですが、大隅さんはどうのお考えか知らないが、教授会というものに出席して発言したわけではなく、佐々木先生も職責がないと言われたところの助教教授以下の連中に対しては、多少のことはあってもやっぱり寛大な処置をとるとというのが、日本人の気持ちだと思ふ。われわれの伝統的な思想だと思ふ。しかし、滝川さんは全くそのような気持ちの持ち主ではなかった。そんなことを構わずにやった。そして、あらゆる気に食わぬ

やつをたたいている。自分と席を同じゅうしている者でも悪し様にけなす。学生でも腹の立つやつは総長の身でありながら、それに対して刑事訴訟を起こす。その学生の先生が特別弁護人に出ようとすると、これに対しては威嚇して止めさせる。これでもって大学の自治が守られたと言えるのか、学問の自由を尊重するところの態度であるか。第一に教授会でも聞くとところによると、大変専制的な態度を滝川氏はとったらしい。このことを抜きにしておいて、京大事件におけるところの滝川氏をあまり美化することはできんだろうと私は思う。材料が十分ではありませんから、私はそのことを強く言うわけにはいかないんですけども、しかし今までに得たところの材料によれば、どうもそうらしい。だから私はどうも京大事件の発生というものを本当に理解するためには、滝川氏の人物そのものが問題になると思う。滝川氏の人物というものを問題にした教授が現にあったんですよ。「滝川君ではねえ」と言った教授がございますがね。死なれたから言うんじゃないけれども、滝川さん自身がもうひとつ同情を得なかったがために、あの問題がそれほど煮え切らぬところが最後に出てきた。法学部でも、最後の場面になってから態度が分れているというところには、そういうものが遠因になっているからですよ。それを抜きにして、ただ学問の自由の純理だけで論ずるわけにはいかないですよ、これは。やはり人間の心持ちとか人情とかいうものがありますからね。純理だけで行くわけにはいかないです。

田村・恒藤両氏が大学を辞められたときの理由は両氏の声明文に出ています。あのときのことについては人によっていろいろと意見もありましょう。両氏と私どもとは松井案第2項の解釈で意見を異にいたしました。しかし両氏の場合はやっぱり主流派として学問の自由のためにあくまで闘うと、その精神は大変立派だったと思いますよ。殊に私は両氏に対して敬意に堪えません。両氏は松井総長が全教授の辞表の処理をしたとき、辞表を持ち帰って、われわれと同様に残っていたんですよ。それを、あくまで辞職していつてるんですからね。私はもちろん、両氏に対しては深い敬意を表しますよ。しかしながら、それだけ一方で純粋な人がいてきれいにやられているのに、片方で自分が総長になったら、法学部の教授を威嚇して、大学の自治をも抑えつけてしまうというようなことがあるということは、なんだか辞めた恒藤・田村のお二人、また殊に死なれた田村さんなどは元来保守になりやすい国体思想の強かった人です。私は一度あの事件の最中に田村さんと一緒に賀茂川の橋のたもとで話をしたときに、田村さんが言われたことには、「わしはね、滝川君は赤やと思うのですよ。しかしながら、大学の自治のためにはそれとは関係なく自分はいくまで闘いますよ」と言われた。先ほど言いました「水晶の玉」のようなきれいな精神で語られ、私は感激しましたがね。同氏はあのときあくまでがんばった。聞くとところによると、佐々木先生が松井案で留まれと言われたけれども、わしは留まらんと言われた。それで佐々木先生が怒られたという話を聞いておりますが、それは真偽のほどは分からないが、おそらくそうだったろうと思います。そのくらい決意が固かったのに、戦争が始まりますと、あの人はやっぱり国体を重んじた愛国者として活動し、合同学会とかいう会を興して、そして盛んに戦う日本の国家のために盛んに尽力されたですよ。それがために、田村さんは滝川さんが京大に復帰した時分には二つの追放令を受けた。実に公職追放と教職追放と二つの追放を受けたのはあの人だけです。それがために田村さんは、あの滝川氏が華々しく京大の教授になり、ついで総長となり、末川さんが立命館の総長になり、恒藤さんが大阪の商大の学長になるというように、それぞれ立派に活躍されておるときに、この上なく辛い目に遭ってられる。京大事件のときに最も純粋な気持ちです、勇敢に闘こうた人が、戦争になると心の中は国体尊重の愛国心に満ちておったものですから、自由主義をむしろ抑えるような活動のために努力していた結果として公職追放と教職追放の二つの追放をくらっている。京都大学には帰

ることができないということになっていたので、とうとう胃癌を患って死なれますよ。私は、京大事件でいちばん大きな犠牲をはらったのは田村さんであると思う。実に最も純粋に学問の自由そのもののために闘った人は田村さんだったんです。どうも田村さんのことを言うと、私は涙なくしては言えないような感じがいたします。で、ここの『田村徳治』という追悼集のなかにも「水晶の玉」という題で私の小文を書いたのは田村さんのきれいな精神を伝えるためですがね。

そういう人が一方にあるのに、どうも滝川氏のやり方はねえ、あの京大へ戻ったときの後のやり方、滝川さんが京大法学部の教授となり、さらに総長となられた当時のあの態度を見てごらん。実に復讐の鬼のごとくになって、すべてのものをやっつけている。自分の同僚といえども、これを罵倒し、そしてまた、学生といえども自分のやったやり方、総長としての態度そのものについては何ら自己批判をしないで、これを傷害罪で訴える。そして、今言ったように、特別弁護人に出ようとする者を弾圧する。それは、それらの人が気が弱かったと言えれば気が弱かったんだが、この三君がですね、特別弁護人を辞退すると。どうですか、私はこの京大事件において、事件の端を起こしたのは滝川幸辰氏ですよ。われわれはもちろん滝川氏個人を擁護したのではないと言ってもですね。主流派となって事件の発展を率いた人たちは、滝川氏とよく親しくしていた人たちばかりですよ。その滝川さんがどうも最後は、京大事件のために努力された佐々木先生以下の方々が満足されるような態度はとられていない。事実、佐々木先生あたりも最後の滝川氏に対しては相当批判的であったということです。このことは、今度の七十年史に書くことか書かんことかどうかは知らんけれども、私は事件そのものとは無関係ではないんじゃないかと思えます。

堀江：しかし、この録音テープは保存するつもりでいます。

牧：そうですか。まあ、ぜひ保存していただきたい。

堀江：これはね、やはり図書館に七十年史資料は全部集めて残すつもりでおります。

## [註]

- (1) ひとつの申し合わせ 5月23日に法学部教授16名が署名した二度目の申合を指すと考えられる。同申合には「目的ヲ貫徹セザル限り如何ナル場合ニ於テモ慰留運動ニ対シテハ絶対ニ応ゼザルコト」と記されていた(京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』資料編2、2000年、275ページ)。教授会の辞職表明直後としている牧の記憶違いであろう。従って、本資料でこの後「この申し合わせをした時分には、まだ滝川教授は休職ではあるけれども、辞職しておったのではない」も誤りで、滝川の休職処分は申合作成時にはまだ発令されていない。
- (2) 松井解決案とか、松井案とか言われるもの 7月18日、松井元興総長が文部省と折衝してまとめた滝川事件の收拾案のこと。同月25日の評議会で松井が報告した同案の全文は次のとおり(前掲『京都大学百年史』資料編2、298ページ)。

一、総長ヨリ今回事件ニ関シ文部省ト折衝セシ大要ニ付報告アリ

附記

鳩山文相ト小西総長トノ間ニ行ハレタル申出及回答ノ解釈

一、申出及回答中ニ在ル「法令」は大学令其他大学ニ関スル法令ト解シテ可ナリヤ  
然リ

二、今回滝川教授ニ付文部当局ノ執リタル処分ハ非常特別ノ場合ニシテ文部当局ガ教授ノ進退ヲ取扱フニ付総長ノ具状ニ依ルコトハ多年ノ先例ニ示ス通りナリヤ

然り

昭和八年七月十八日文部当局ノ与ヘタル回答

具状手続内規

総長ガ文部当局ヨリ教授ノ進退ニ関シ意見ヲ求メラレタルトキハ之ヲ当該教授会ニ諮問シ必ス其ノ答申ニ依リテ具状スル事

昭和八年七月十八日文部当局ニ提示了解ヲ得タリ

(3) 小西案なるもの 6月14日に文部省と小西重直総長が公表した滝川事件の収拾案のこと。翌15日に小西が評議会に報告した同案の全文は次のとおり（前掲『京都大学百年史』資料編2、289ページ）。

一、総長ヨリ今回ノ事件解決ニ関シ文部省ト折衝セシ顛末詳細報告アリタリ

附記

報告案概要

文部大臣ハ学問ノ研究ニ対シ法学部教授ノ主張セシ精神ヲ酌ミ法令ノ範囲内ニ於テ研究、教授ノ自由及教授ノ進退ニ関スル大学自治ノ確立セラルル様深甚ナル考慮アリタキ旨総長ノ申出ニ対シ文部大臣ヨリ左ノ如ク回答アリ

大学ニ於ケル学問ノ研究、教授及教授ノ進退ニ関シ総長ヨリ希望アリタルトコロ右ハ法令並従来ノ取扱例ノ範囲内ニ於テ之ヲ承認シ得ヘシ貴学ニ於テハ大学令第一条ノ趣旨ヲ体シ尚一層大学本来ノ使命ヲ達成スル様努メラレタシ

(4) 大学令第1条 大学令は、1918年12月6日公布の勅令で、帝国大学以外に初めて官公私立の大学設置を認めるなど、高等教育制度の大幅な改革を規定した。その第1条には「大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」と規定されていた。

(5) 次のごとき申し合わせ 5月15日に滝川を除く法学部教授15名が署名した申合。前掲『京都大学百年史』資料編2、272ページ参照。

(6) そのために追悼録ができています 前掲田村会編集兼発行『田村徳治』1960年、のこと。

(7) この二人の教授の辞表進達の要請書 田村徳治・恒藤恭が7月22日に公表した声明書のこと。ここで両名は松井解決案の内容は「甚だ不満足なものである」とし、「該案は「教授の進退を取扱ふにつき総長の具状による」といふ多年の先例を承認する旨を事新しく言明してあるけれど、それは通常の場合についての事であって、その謂はゆる「非常特別の場合」は、明確に除外されてある。だから、該案によれば、いはゆる「非常特別の場合」に於ける教授の進退の取扱については、文部当局は多年確立された右の先例に従ふことを要せぬわけであって、例へば今回の滝川教授の処分における如く、何時にても総長及び教授会の意見を無視して教授の地位を左右し得る事となるのである」と批判していた（前掲『京都大学百年史』資料編2、295ページ）。

(8) 残留の声明書 残留を決意した7名の教授が7月22日に公表した声明書のこと。ここでは松井解決案に関して「今回滝川教授につき文部当局の執ったる処分は甚だ不当にしてわれわれの遺憾に堪へざるところであるが、文部当局もまたこれを「非常特別の場合」と弁じかくの如き処置を再び繰返すの意思なきことを明かに認識することが出来るのである」と評価して「今回の事件に関しわれわれの主張したところは貫徹せられ」たとして辞表の撤回を表明している（前掲『京都大学百年史』資料編2、297ページ）。

(9) 講演部の学生たちを連れて丹後を旅行したとき 牧健二「水晶の玉」（前掲『田村徳治』）によると1930年の夏期休暇中のことであった。『京都帝国大学新聞』には7月5日から9日まで峰山、加悦、宮津、舞鶴、綾部、福知山、網野と巡回したが「何れも大弾圧にあひ中止検束の嵐の中に熱弁を振った」と記されている（1930年7月21日付）。

- (10) 佐々木先生にご相談しなかったことについて批判がある 6名の京大復帰については、当時の新聞でも批判の対象となった。また滝川幸辰は戦後になって著した文章の中でも「京大の古巣に帰った人たちは、立命館大学に本務をもちながら佐々木学長に一言の相談もなく京大復帰を承諾してしまった」「大恩人に煮え湯を飲ませるような仕打ちをするのは、じつにけしからんと、復帰問題につきぜんぜん無関係の私は、いまもお腹にすえかねるものがある」と復帰組の行動を酷評している（前掲『激流』192ページ）。
- (11) 猶興学会 1925年6月2日発足の京都帝国大学における学生運動団体。同会は「日本国民たる自覚を失ふことなくして各種の学術を研究せんとするもの」であり、国家主義的傾向の強い団体であった（『京都帝国大学新聞』1924年6月1日付、6月11日付）。
- (12) 学生を訴えた 1955年6月、創立記念祭の内容をめぐる当時総長であった滝川と学生の自治団体である同学会とが対立、滝川が総長室に閉じこめられる事態にまでなった（第二次滝川事件、総長暴行事件などと言われる）。その混乱のなかで、滝川は学生に足を蹴られた（のち肋骨を折られた）と主張し、学生2名が逮捕され、裁判における滝川との「対決」が話題となった。また、学生の特別弁護人となった法学部の3教官に対しても滝川は圧力を加えた。前掲『滝川事件』参照。
- (13) 京大の大学新聞に書いている 第二次滝川事件の被告側弁護人の菅原昌人は「自治精神の強化に意義 —教育公務員特例法の解釈—」という一文を『学園新聞』1957年3月25日付に執筆している。そのなかで菅原は、滝川が公判における証言で教授の罷免に関して現在の教育公務員特例法によれば教授会の同意は必要ないと述べたことを批判している。